

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐる保存委員会

第 12 回遵守委員会会合報告書

2017年10月5-7日
インドネシア、ジョグジャカルタ

第 12 回遵守委員会会合

2017 年 10 月 5 - 7 日

インドネシア、ジョグジャカルタ

議題項目 1. 開会

1.1. 歓迎の辞

1. 遵守委員会（CC）議長のフランク・ミーア氏は、会合を開会するとともに、参加者を歓迎し、インドネシアによるもてなしに感謝の意を表した。
2. メンバー及びオブザーバーはそれぞれの代表団を紹介した。参加者リストは別紙 1 のとおりである。

1.2. 議題の採択

3. 議題は別紙 2 のとおり採択された。
4. 会合の文書リストは別紙 3 のとおりである。

1.3. 会議運営上の説明

5. 事務局長は、主な会議運営上の説明を行った。

議題項目 2. CCSBT 保存管理措置の遵守状況の概要

2.1. 事務局からの報告

6. 事務局は、メンバー及び協力的非加盟国（CNM）による CCSBT 管理措置の遵守状況について総括した文書 CCSBT-CC/1710/04 について説明した。本文書が取り上げた主な分野は以下のような点であった。
 - 2016 年において、過剰漁獲は報告されなかった。
 - 事務局による支援がなければ、独自には輸入 CDS 様式の写しが探知及び提出されることはなかった、SBT の小規模輸入業者の問題が現在も一部見られる（例えばオーストラリア、EU 及び南アフリカ）。
 - 韓国による輸入様式の写しの提出について、REEF に関しては大きく改善したが、提出が期待された輸入 CMF の写しは提出されなかった。
 - 2016 年において、日本の REEF の 61.5 % において、権限を付与された確認者による確認が行われていない問題があった。
 - ニュージーランドによる多数の重複した標識番号の提出は継続している。また、必要な CDS 文書が発行されずに少量の SBT が輸出された事例も確認された。

- フィリピンは、2017年における一切の年次報告書、特に遵守委員会（CC）及び拡大委員会（EC）に対する国別報告書を提出しなかった。
 - 三か国のメンバー／CNM（インドネシア、日本及びフィリピン）は、港内検査に関する最低基準決議において求められている情報を提出していない。
 - 南アフリカは、2016年において、3隻の一本釣り漁船に関するCDS様式を提出していない。また、現在使用されているCDS標識は、CCSBTの標識基準を満たしていない。
 - 2件の繰越しに関する通知を期限後に受領した。1件はオーストラリアであり、もう一件はインドネシアの通知であった。
7. 事務局は、会合前にメンバーから受領した追加的なアップデートを含める形で当該文書の修正版を作成する予定であると述べた。
 8. メンバーは、自国の非遵守の理由、及び問題に対してどのように対処し、また将来的に改善していくかについて説明した。
 9. インドネシアは、2016年7月にFAO寄港国措置協定を批准したことを報告した。現在、同協定の実行に関する標準作業手順を策定中であり、CCSBTの港内検査並びにその他まぐろ類RFMOの決議もこれに含まれる予定である。インドネシアは、作業が完了次第、CCSBTにこれを提出することを約束した。
 10. 日本は、2017年にFAO寄港国措置協定を批准し、同協定と国内法の整合を図ったことを報告した。CCSBTの港内検査もこの枠組みに含まれており、国内調整が完了次第、事務局に対して速やかに指定港及び指定連絡先を提出する予定である。
 11. ニュージーランドは、CDS標識番号の重複問題への対処の一助となることが期待される電子的報告を導入する予定であると述べた。オーストラリアは、漁業者が標識番号をより良く記録できるようにするため、はえ縄漁船におけるCDSタグへのバーコードの付加を試験する予定であると述べた。
 12. オーストラリア及びインドネシアによる繰越し通知の遅延に関して、特に通知の遅延が前年からの漁獲枠の繰越しを阻むことになるのかどうかについていくらかの議論がなされた。メンバーは、そうした通知の遅延が決議¹に違反していることについては確認したが、決議上の上記の側面にかかる解釈については合意に至らなかった。日本は、現行決議の下ではそのように期限を過ぎた通知は無効であると考えるが、もし他のメンバーが合意するのであれば繰越し自体を否定するつもりはないと述べた。オーストラリアは、通知要件への違反は繰越しを無効化又は阻害するものではないとする、法的助言に基づく同国の見解を示した。
 13. 措置の明確化を目的とする決議改正の必要性について検討するための小作業部会が形成された。作業部会は、決議の修正に関してコンセンサス

¹ みなみまぐろの年間総漁獲可能量の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議

に至らなかった。遵守委員会は、決議の修正は行わず、本件を EC に委ねることを決定した。

14. 繰越し決議に関するさらなる議論が行われた。CC は、繰越し決議に関して EC が検討を望むであろう二つの注目すべき点について留意した。明確化が求められたのは以下の点であった。
 - 将来の繰越し通知にかかる最適な規定
 - 繰越し通知の提出が遅延した結果どうなるのか
15. さらに、通知規定に関し、以下を含む様々なオプション案が検討された。
 - 決議から通知要件を削除し、代替的な手段（例えば CC/EC に対する毎年の国別報告書）を通じて通知を行う
 - 決議の中に通知期限を保持し、
 - 事務局に対し、通知期限のリマインダーによりプロセスを支援するよう要請する、及び／又は
 - 次の漁期に未使用漁獲枠を繰越すためのメンバーの権利に関し、通知の遅延による影響を明確化する。
16. 南アフリカは、自国の国別配分量を再び超過することのないよう、2010 年漁期から 2015 年漁期までにおいて漁獲枠を超過した漁獲枠保有者への対応を計画しており、どのようなペナルティを適用するかを検討していると述べた。

2.2. メンバー及び協力的非加盟国からの報告

2.2.1. 年次報告

17. メンバーは、遵守委員会に対するそれぞれの年次報告書を総括し、管理制度の改善、直近の漁獲量、オブザーバーカバー率、帰属漁獲量に関する共通の定義の実施状況、及びその他の重要な課題といった各報告書における重要なポイントを提示した。
18. 会合に提出された年次報告書の内容について、明確化のための質問を含む検討が行われた。報告された問題の重要な側面及びそれに伴う検討を以下に示した。
19. 帰属漁獲量に関して、
 - オーストラリアは、EC 24 において同国の対応及び意向について概要を説明する予定であると述べた。
 - 日本は、同国の業界団体から漁業者に対し、死亡した SBT を投棄しないよう指導したと述べた。
 - インドネシアは、自国の CDS データ（総トン数 30 トン未満の船舶を含む）からすべての帰属漁獲量を報告していると述べた。

- 台湾は、オブザーバーデータ及び同国漁船の漁獲努力量による推定値に基づき、放流及び投棄向けに 10 トンを割り当てている。
 - メンバーが帰属漁獲量をどのように推定したのかにかかる透明性が重要であり、これを将来における拡大科学委員会（ESC）の報告の一部とすることが合意された。
20. 海鳥との相互作用及びその死亡数が高水準であることに関する質問に対し、
- 韓国は、その原因究明については科学者に確認する必要があるが、操業海域の変化が原因である可能性があるとした。
 - ニュージーランドにおいて、操業者が必要な混獲緩和措置のうちの一つを用いずに多数の海鳥が捕獲された事例があった。当該操業者は起訴され、同漁業の許可が既に取り消されている。このような事例がさらに起こることのないよう、オブザーバーカバー率が高められた。ニュージーランドは、混獲緩和措置に関する漁業者の理解及び遵守の改善を支援するため、リエゾンオフィサープログラムを採用している。
 - 日本は、同国の海鳥相互作用の数字は 2014 年以降低下しておらず、その原因を調査していると述べた。限られた予算の中でオブザーバーカバー率を上げるべくオブザーバーの手配の利便性を求めたため、海鳥との相互作用が多い海域にオブザーバーが配乗されたことが原因である可能性がある。日本は、オブザーバーを漁場間で等しくなるように配乗するよう奨励している。
21. オブザーバーカバー率に関する質問に対し、インドネシア及び南アフリカはともに、国内船団に対するオブザーバーカバー率の水準を高めていく計画であると述べた。
22. オーストラリアは、同国の 2015/16 年のはえ縄オブザーバーデータはすべて電子モニタリング（EM）に由来するものであり、2015 年半ば以降、はえ縄漁船にオブザーバーは物理的に乗船はしていないことを明確化した。
23. 欧州連合は、国別配分量の超過を回避するための予防的な措置として、その船舶が SBT を漁獲対象とすることは禁止されているものの、混獲としてこれを漁獲し、及び船上保持することは認められていることを明確化した。
24. インドネシアによる過年の過剰漁獲に関して、過剰漁獲分の返済を求めるとはならず、インドネシアによる遵守の達成を支援するという是正措置に合意した EC 22 報告書パラグラフ 78 が留意された。インドネシアは自国の制度の強化に向けた措置を進めてきており、2016 年の漁獲量は同国の国別配分量を下回った。インドネシアは、自国内の CDS システムをさらに改善していく予定であり、データの正確性及び品質を改善すべくログブック、水揚げ、オブザーバーデータを取り入れていく意向であると述べた。

25. 日本は、サメの死亡数が多かった原因は主にヨシキリザメの漁獲によるものであり、これは全世界的に漁獲量が増加しているものであって、商業目的で正当に保持されたものであることを明確化した。また日本は、国際的な枠組み（すなわち FAO 責任ある漁業の行動規範）において海鳥類とサメ類の間には根本的な違いがあり、サメ類は関連する資源が持続可能な形で管理されている場合には利用可能なものとされていることを指摘した。
26. 日本は、日本国内市場におけるみなみまぐろ取引のモニタリングに関する 2017 年の最新情報にかかる文書 CCSBT-CC/1710/BGD01 を紹介した。ESC 22 に対して市場分析にかかる改善点が示され、メンバーはこれに留意した。日本は、市場におけるアノマリーは確認されなかったと述べた。
27. オーストラリアは、韓国が 2016 年後期に 4 隻の船舶において電子モニタリング試験を行い、また韓国は当該試験結果によっては 2017 年にさらなるシステム開発を行う意向を示していたものと理解していると述べた。オーストラリアは、当該作業の進捗状況について質問した。
28. 韓国は、2016 年の EM 試験の結果を分析中であり、EM に関する将来的な計画についてはまだ決定していないと述べた。
29. 台湾は、2017 年に品質保証レビュー（QAR）のフェイズ 2 を実施し、全体評価として遵守状況は強固なものであり、また管理制度は頑健で、違反を探知し、かつ罰則を科す能力を備えたものとなっていることが示唆されたと述べた。
30. 会合は、フィリピンが会合に対する国別報告書を提出しなかったことに留意した。
31. ログブックには混獲緩和措置の有効性のレビューにおいて重要な未集計データが含まれている可能性があるが、機密保持を理由に直接的には報告されていないことが留意された。このことについて、ERSWG に対し、メンバーがそれぞれのログブックデータを分析するための委員会内におけるプロセス又は枠組みを検討し、これを目的とする ERSWG 報告書を作成するよう勧告することが考えられる。
32. 議長は、一部のメンバーは自国の主な漁獲量モニタリングツールとして CDS データを使用しており、よって CDS は可能な限り正確で、かつ効率的である必要があることに留意した。電子 CDS についても検討される必要がある。EM のメリットは実証済であり、人によるオブザーバーは必要であるものの場合によっては EM がバイアスを削減する一助となり得ること踏まえ、これをどのように進めていくかに関して議論していくことも必要である。

2.3. CCSBT 管理措置の遵守状況に関する評価

2.3.1. メンバーによる遵守状況

33. 会合において、改善に向けた具体的な勧告を必要とするようなメンバーによる非遵守分野は何ら特定されなかった。

2.3.2. 非メンバーによる遵守状況

34. 遵守委員会は、唯一の協力的非加盟国であるフィリピンが、会合に参加せず、また拡大科学委員会、又は遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書のいずれも提出せずに同国の報告義務を遵守しなかったことに留意した。

2.3.3. 是正措置政策の適用

35. 会合は、メンバーが必要な海鳥混獲緩和措置の実施に失敗した場合に CCSBT 是正措置政策に基づく対応は発動されるのかどうかに関するパートナー・インターナショナルからの仮定上の質問について検討した。
36. 事務局長は、トリラインを除く CCSBT の海鳥混獲緩和措置（みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告）は法的拘束力のある措置ではないので、CCSBT 是正措置政策は、CCSBT のトリライン措置の実施の失敗に対してのみ発動し得ると述べた。しかしながら、是正措置政策ガイドラインは、CCSBT の ERS 勧告の遵守を改善するためのメンバーの支援に利用し得る。
37. 会合は、CCSBT による法的拘束力のある措置がない状況であっても、CCSBT メンバーが加盟している RFMO の条約水域において SBT を漁獲する際には、CCSBT メンバーは各 RFMO の生態学的関連種（ERS）に関する義務及びコミットメントの遵守について法的に拘束されていることに留意した。さらに CCSBT メンバーは、CCSBT 20 において、SBT を漁獲するそれぞれの船舶は関連する RFMO 条約水域における ERS ルールを着実に実行することを約束しており、またその約束は CCSBT の MPR の中で既に反映されている。
38. オーストラリアは、CCSBT 24 における検討に向けて、法的拘束力のある海鳥混獲緩和決議案を提出済であると述べた。
39. 議長は、CCSBT が法的拘束力のある緩和措置を有していれば CCSBT 是正措置政策が適用されること、及び、議長の知る所では、他のまぐろ類 RFMO はそのような是正措置政策は有していないことを述べた。

議題項目 3. CCSBT 措置の運用状況：課題及びアップデート

40. 事務局は、他の文書では検討されていない CCSBT の主要な措置の運用状況に関する課題又はアップデート、又は利用可能な補完的情報について

報告した文書 CCSBT-CC/1710/06 を説明した。

41. 米国は、同国による CCSBT への参加状況に関する最新情報を提供した。米国は、CCSBT との協力にかかる同国の努力を引き続き強化していく予定である。2017 年 9 月 20 日以降、米国の輸出業者は「国際貿易データシステム」と呼ばれる一元的電子ポータルを通じてすべての輸入データを提出することが義務付けられており、これにより米国の CDS 輸入データの適時的な収集が改善することが期待される。また米国は、最近において SBT の輸入に関するレビューを行い、SBT と誤表示される場合に使用されている正しくないコードを特定した。米国は、このレビューに基づき、対象を絞った支援及び取締り活動に取り組む予定である。また米国は、レビューの際に非常に有益であったとして、インドネシア製品にかかる予定輸入業者の特定に当たってのインドネシアの協力に感謝した。
42. 会合は、米国による CDS への協力に対する謝意を表明した。
43. 事務局は、CCSBT の IUU 船舶リスト決議案に関する文書 CCSBT-CC/1710/07 を説明した。本文書では、受領した IUU 活動の疑いに関する情報を総括するとともに、2017 年 7 月 28 日の回章#2017/037 においてメンバー/CNM に回章された CCSBT IUU 船舶リスト案とこれを支持する証拠の写しを提示した。3 隻の中国船籍漁船について、CCSBT の IUU 船舶リスト案への掲載が検討された。これらの船舶のうち 2 隻 (*Da Yang 15* 及び *Da Yang 16*) に関する通知はニュージーランドから受領したものであった。3 隻目 (*Yuan Da 19*) についてはオーストラリアから受領した情報であり、拡大委員会との休会期間中の検討を踏まえ、事務局長がリスト案に掲載したものであった。CCSBT IUU 船舶リスト案は、2017 年 7 月 28 日に中国に対して送付された。中国は、事務局長に対し、「中国政府は、これら 3 隻の中国漁船を CCSBT IUU 船舶リストに掲載することに同意しない」と回答した。
44. 会合は、全 3 隻の船舶に対して中国政府が CCSBT IUU 船舶リスト決議² パラグラフ 14b に基づく効果的な行動をとったことに合意し、また関連する RFMO の許可船舶リストからこれらの船舶が削除されたことに留意した。遵守委員会は、これらの船舶に対して中国政府がとった対応を歓迎し、3 隻を CCSBT IUU 船舶リストから削除することに合意した。
45. HSI は、決議パラグラフ 14b に従って為される決定が、決議パラグラフ 22 に基づくリストからの削除に関する決定の際に行われるものと同様の文書確認に基づくものとなるよう確保することには価値があると述べた。
46. メンバーは、中国政府職員からの直接的なフィードバックは中国による是正措置に関する大きな裏付けとなるものと考えられることから、中国が遵守委員会に参加しなかったことに対する失望を表明した。またメンバーは、他の中国船舶が SBT を漁獲している可能性があることを懸念するとともに、中国が同国の MCS 措置を強化するよう要請した。一部のメ

² みなみまぐろ (SBT) に関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が推測される船舶のリストの設立に関する決議

ンバーは、一部の中国船が混獲として SBT を漁獲している可能性が高いと考えており、またそれが事実であるとするれば、SBT を混獲する中国漁船は IUU 船舶として認識されることになるので、中国は CCSBT のメンバー又は協力的非加盟国となることを検討すべきであるとした。

47. CCSBT は引き続き、中国による全般的な協力、特に CDS への協力に関する改善を中国に求めていくべきであるとの全体的な合意があった。

議題項目 4. CCSBT 決議：レビュー及び改正

4.1. 漁獲証明制度 (CDS)

48. 事務局は、2015 年から検討が続けられている CCSBT の CDS 決議改正案に関する文書 CCSBT-CC/1710/08 を説明した。本文書では、以下に関するアップデートを提示した。
- CDS 決議改正案にかかる現状 (セクション 4 及び別紙 A)
 - CC 11 以降に CDS 決議案に関して行われた既知の休会期間中の議論
49. 事務局は、韓国からの要請を受けて、漁獲／収穫及び輸出証明書 (CHEC) 案における水揚げ重量の確認にかかる韓国の問題の解決を試みるべく、新たな追加テキスト案 (6.6 bis) を作成したと述べた。
50. メンバーは、CDS 決議改正案をさらに前に進めたいとの意向を示し、その検討ではこれまでコンセンサスに達していなかった以下 3 点の主要な課題に焦点が当てられた。
- CDS 文書を確認する権限の付与に関するルール
 - 蓄養活け込み証明書及び漁獲標識証明書は漁獲／収穫及び輸出証明書 (CHEC) に添付されるべきか否か
 - CHEC における水揚げ重量の確認の必要性
51. CDS 決議改正案における上記の点について、合意に向けた進捗は得られなかった。
52. eCDS に関して最小化する必要がある費用や運用上の負担といった課題に留意しつつも、CCSBT は eCDS 導入の方向に進んでいくべきとする全体的な合意があった。
53. 会合は、CCSBT の現行の CDS 決議に基づくものとする、又は ICCAT の eCDS をベースとすることを含め、eCDS の開発にかかる代替モデルについて検討した。しかしながら、ICCAT のシステムは非常に高価なオプションとなる可能性が高いこと、及び CCSBT の現行の CDS には eCDS に移行する前に対処しておくべき非効率性があることが留意された。また議長は、eCDS の開発を開始する前に積み残しの課題を解決する必要がある、さもなくばシステム開発にかかる費用が大きく嵩む可能性があるとして述べた。

54. eCDS の開発に関する行程に関しては、2018 - 2020 年の遵守行動計画の議論の際にさらに検討することが合意された。

4.2. 許可船舶決議

55. 議長は、今年 11 月に、国家管轄外の水域で操業する非鋼船及び／又は小型船舶に対して IMO ナンバーを発行できるようにすることを国際海事機関 (IMO) 決議 A.1078(28) の中に公式に取り入れることが検討される可能性について述べた。これが取り入れられた場合、将来的には、IMO ナンバーがより幅広い船舶サイズ／タイプに対して利用可能となるはずである。
56. この変更から生じる可能性がある追加的な船舶データの収集の準備作業を事務局が開始するという HSI からの提案を受けて、議長は、以下の理由から、現時点において事務局が何かしらの準備作業を開始するよう指示するのは時期尚早であると述べた。
- IMO 決議はまだ合意されていないこと
 - 11 月に (小型船、非鋼船に関する) 合意がなされた場合、CCSBT メンバーは、総トン数 100 トン未満の非鋼船に対する IMO ナンバーの発行を採択／要求することを望むかどうかについて決定する必要があること。

4.3. 船舶監視システム (VMS) 決議

57. 事務局は文書 CCSBT-CC/1710/09 を説明した。本文書では、メンバー及び事務局は CC 12 までに CCSBT の既存の VMS 決議 (2006 年決議及び 2008 年決議) のレビューを行うとした CC 11 による要請に対応した。
58. 事務局は、CC 11 からの要請に関し、メンバーからの提案は何ら受領しなかったと述べた。このため、事務局は、以下に示した二段階のレビュープロセスにより、既存の二つの VMS 決議のレビューを行った。
- 第一段階として、既存の二つの決議を、単一の 2017 年決議として統合した。
 - 第二段階として、新たな統合 VMS 決議を強化し、また他のまぐろ類 RFMO により既に採択されている現在の VMS 取決めとより整合させるべく、一連の修正提案を行った。
59. 新たな統合 VMS 決議について検討するための小作業部会が組織された。作業部会は、SBT 漁船が操業する他 RFMO の管轄水域にかかる VMS 決議と統合 VMS 決議との整合性を確保するため、決議の強化提案部分のほとんどを削除することに合意した。
60. 遵守委員会は、VMS 機器故障時の要件の明確化、送信の速度及びコース、及び船舶の漁業活動をより良く判断できるようにするための送信頻

度の増加といった、CCSBTのVMS決議に対するシンプルな種々の強化が望ましいことに留意した。

61. EUは、既存のVMS決議の改正及び統合は、VMSの規定、特に他のまぐろ類RFMOで一般的に採択されている要件について大幅に改善するのに良い機会であり、CCがVMS決議のさらなるレビューを行うことができなかったのは遺憾であると強調した。
62. HSI及び米国は、CCSBTに対し、送信頻度の増加を検討するよう奨励した。また米国は、船舶の漁業活動を正しく判断するためには、2時間に一回よりも少ない報告率では不十分であると考えていると述べた。
63. 遵守委員会は、作業部会が作成した別紙4の統合VMS決議を支持し、これは2018年から開始される強化VMS措置の策定作業までの過渡的なステップであることに留意した。

4.4. 転載決議／港内検査の最低基準に関する決議

64. 事務局は、CCSBTの転載決議と港内検査の最低基準に関する決議との間で重複している部分について精査した文書CCSBT-CC/1710/10を説明した。本文書では、以下の観点から転載決議に対する修正を提案した。
 - 二つの決議間で重複している部分の文言の統一を試みること
 - CCSBTの2006年及び2008年のVMS決議を参照している部分について、2017年の統合VMS決議を参照するよう差し替えること
 - オブザーバーからオブザーバー計画管理者に送信されている日別報告の実際の送信頻度（5日ごと）を反映するための付属書IIパラグラフ6cの修正
65. 会合は、別紙5の改正転載決議に合意した。
66. 議長は会合に対し、生態学的関連種作業部会（ERSWG）から遵守委員会に対して海鳥混獲緩和措置の効果的な監視方法を検討するよう要請されていたことをリマインドした。ERSWGは、適当な情報の収集のためにCCSBTの港内検査の最低基準に関する決議及びCCSBT転載決議を改正することが一つのオプションであると提案している。これには、トリライン及びトリポールの設置や荷重枝縄の存在確認のための漁具検査、及び夜間投縄の証拠としてのログブックの検査が含まれ得る。
67. バードライフ・インターナショナルは、洋上転載オブザーバー及び港内検査を活用して海鳥混獲緩和措置の使用状況をモニタリングするためのオプションに関するメンバー間の議論を喚起することを意図した文書であると述べつつ、文書CCSBT-CC/1710/Info01を説明した。本文書では、洋上転載に関しては、オブザーバーがトリポールの設置を確認するために船尾の写真を撮影し、夜間投縄の証拠を得るためにログブックの10-15ページ分の写真を撮影し、及び荷重枝縄の使用状況及び錘の位置を確認するために漁具を撮影することを提案した。港内検査に関しては、類似のオプションが存在している。

68. メンバーは、追加情報の収集について、特に洋上転載ではオブザーバーの業務の優先度は転載に関することにあり、追加作業によって生じるいかなる遅れも転載スケジュールに影響を及ぼす可能性があることを踏まえつつ、その実現性について検討した。2016年において IOTC に類似の勧告が為されたことが留意され、IOTC において何が行われようとしているのかを確認し、及び転載オブザーバーのそうした作業から生じる可能性がある影響について検討するため、事務局から IOTC に対して連絡をとることが合意された。
69. 港内検査に関しては、港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議の別添 B を、海鳥混獲緩和措置の使用状況のモニタリングに必要な情報欄を追加する形で変更し得ることが留意された。
70. メンバーは、事務局に対し、港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議の別添 B に追加する海鳥混獲緩和措置のモニタリングに関する記入欄を提供する予定である。本件は CC 13 において検討される。

4.5. IUU 船舶リスト決議

71. 事務局は、CCSBT IUU 船舶リスト決議の微修正を提案した文書 CCSBT-CC/1710/10 を説明した。
72. 会合は修正案に合意した。改正された IUU 船舶リスト決議は別紙 6 のとおりである。

議題項目 5. CCSBT の政策及び取決め：レビュー、改正及び中間報告

5.1. 2018 - 2020 年の遵守行動計画

73. 事務局は、2018 - 2020 年の 3 年間の遵守行動計画（CAP）案を提示した文書 CCSBT-CC/1710/12 を説明した。CAP 案は以下を含むものであった。
 - 第 11 回遵守委員会会合（CC 11）において修正合意された一連の遵守リスク
 - CC 11 が合意したいくつかの特別な行動事項
 - 海鳥混獲緩和措置の効果的なモニタリング方法を検討するという ERSWG 12 からの要請に対応するための行動事項
 - 特定のプロジェクト又は定期的なメンテナンス作業のいずれかであって、大部分は 2015 - 2017 年の CAP からの継続であるその他の行動事項案
74. CAP の事項 1（最も遵守リスクの高い分野をレビューする）については、本事項を常設の議題項目とするとともに、事務局が CC 11 において特定された遵守リストをレビューし、リスクの緩和又はさらなる定量化に関して為された内容を報告することが合意された。

75. EMは遵守委員会のみならず CCSBT の他の補助機関にも関連することから、電子観察技術に関する行動事項は CAP からは除外され、会合は EC に対し、会合費用を最小化する必要性に留意しつつ EM 作業部会の設立を検討するよう勧告した。
76. 会合は、CC 11 以降、CDS 決議改正案に関する積残しの課題の解決については何ら進展していないことに留意した。これらの課題の解決を試みるべく、さらに1年間、休会期間中の議論を継続することが合意された。オーストラリアは日本とともに特定の課題に関して作業を行い、事務局は韓国との作業を継続する予定である。未解決の課題をそのままに eCDS を進められるかどうかについていくらかの検討が為されたが、費用の増加を避けるべく、ICCAT とのやり取りの中で特定されたとおり、eCDS システムの開発を開始する前に CDS 決議を最終化すべきことが留意された。
77. 遵守行動計画には科学委員会によって特定されたオーストラリアの蓄養及び日本の市場調査にかかる課題に関する事項が何ら含まれていなかったことが留意された。会合は、遵守行動計画にこれらの課題を含めることについてコンセンサスに至らなかった。ニュージーランドは、これらの課題について遵守委員会による進捗が得られなかったことに対する遺憾の意を表明した。
78. CC は、IUU 船舶のリスト掲載手続きにおける相互掲載規定の価値について検討し、将来的な IUU 船舶リスト決議のレビューの際に適切な相互掲載規定について検討するとともに、他 RFMO において採択されている類似の決議を考慮することに合意した。
79. 勧告された 2018 年から 2020 年までの遵守行動計画は別紙 7 のとおりである。

5.2. 最低履行要件 (MPR)

80. 事務局は、CCSBT 最低履行要件 (MPR) への追加及び修正案に関する文書 CCSBT-CC/1710/13 を説明した。
 - 以下に関する新たな MPR 案が提案された。
 - 3.5 港内検査に関する最低履行要件
 - 6.4 ERSWG データ交換
 - 以下に関する MPR の修正案が提案された。
 - 4.1 科学オブザーバー計画規範 (SOPS)
 - 5.2 生態学的関連種に関する勧告
 - 6.6 遵守委員会に対する年次報告
81. 会合は、微修正を加えた上で、改正最低履行要件 (MPR) に合意した。合意された改正 MPR は別紙 8 のとおりである。

5.3. 品質保証レビュー

82. 事務局は、2017年の品質保証レビュー（QAR）プログラム全体に関する最終報告書である文書 CCSBT-CC/1710/14 を説明した。事務局は、QAR 全体報告書の主な目的は、レビューの方法論について記述し、及び将来の QAR における手法に対する勧告を行うことであると述べた。このため、2017年報告書の大部分は2016年報告書と同様であり、会合は本報告における「勧告」部分に焦点を当てるべきである。
83. 遵守委員会は、勧告に留意するとともに、全メンバーにおいて一巡目の QAR が完了するまでは現在の方法論を継続すべきことに合意した。また遵守委員会は、全メンバーの QAR が実施された後に、改善勧告について検討する予定である。
84. 会合は、2018年には南アフリカの QAR を実施し、2019年には EU の QAR を実施することを勧告した。南アフリカは重要な寄港国であること、及び南アフリカは欧州連合よりも高い SBT 全世界漁獲上限の国別配分量を保有していることから、欧州連合の前に南アフリカの QAR を実施することが妥当とされた。いずれの QAR でも、フェイズ 1 及びフェイズ 2 を組み合わせた QAR を実施予定である。

5.4. CC 及び EC に対する年次報告書テンプレート

85. 事務局は、遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書テンプレートに対する 2 点の微修正を提案した文書 CCSBT-CC/1710/15 を説明した。
86. 会合は修正案に合意した。修正された報告書テンプレートは別紙 9 のとおりである。

5.5. WCPFC との転載 MoC

87. 事務局は、CCSBT と中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）との間で締結された転載協力覚書（MoC）に関する文書 CCSBT-CC/1710/16 を説明した。以下のことが留意された。
 - CCSBT 事務局と WCPFC 事務局との間で、いくらかの情報交換が行われたこと
 - MoC の運用に必要な作業は現在も継続中であり、未だ実施には至っていないこと
 - 本件に関する作業は、CCSBT 24 閉会後も優先的な作業として継続されること
88. 日本は、CCSBT 及び WCPFC 事務局による作業に感謝するとともに、転載 MoC の実施に向けたプロセスが早期に発効することを希望した。

5.6. 国際ネットワーク及び二国間協定

89. 事務局は、国際的なモニタリング、管理及び取締りネットワーク（IMCSN）、まぐろ遵守ネットワーク（TCN）及び地域漁業機関／地域漁業管理機関と CCSBT との遵守上の関係に関する最新情報を提供した文書 CCSBT-CC/1710/17 を説明した。
90. 会合は、事務局からの報告、特にまぐろ遵守ネットワークへの参加を通じて得られる可能性があるメリットについて留意した。

議題項目 6. CCSBT 遵守計画の実施

6.1. 市場及び IUU 活動のモニタリング

91. 事務局は、非メンバーによる潜在的な漁業活動及び貿易／市場形成に関する文書 CCSBT-CC/1710/18 を説明した。本文書では、2017 年に発生した非メンバーによる漁業活動の事例に関する情報提供、並びに 2016 年の貿易情報の簡潔なアップデートを行った。グローバル・トレード・アトラス（GTA）データによれば、一部の市場、特に EU 及び米国において、引き続き魚種のコスモポリト問題が発生している可能性があることが示唆された。

6.2. 非メンバーとの協力

92. 会合は、協力を求めるべき、及び EC に対してそのように助言すべき具体的な非メンバーの港又は市場国があるかどうかについて検討した。中国、シンガポール及び米国に対して CC 13 へのオブザーバー参加を招請することが勧告された。
93. 会合は、貿易データ及び CDS 輸出データによれば、主要な非メンバーである市場国は引き続き中国及び米国であることが示唆され、新たに検討が必要となるような相当量の SBT を輸入している国は示唆されなかった。
94. 中国と関与するための努力と、CCSBT からのレターに対して同国から回答がなかったこと（IUU 船舶に関するやりとりは除く）に関して議論された。会合は EC に対し、EC 24 の開催中に、EC 議長から中国に宛てて、中国が CCSBT 会合に参加すること、自国漁船に対する管理を強めること、及び CCSBT の CDS に協力することを求める公式のレターを送付するよう勧告することに合意した。
95. 会合は、非メンバーによって SBT の漁業活動が行われている可能性があることに留意し、IUU 漁業活動の証拠を得るための公海取締り及び港内検査の重要性に関する見解を共有した。

6.3. 電子観察技術

96. オーストラリアは、同国が 2015 年 7 月から運用している電子モニタリング (EM) 技術の概要を説明した。同システムの主なポイントは以下のとおりである。
- 同システムは、オーストラリアの東部及び西部まぐろ・かじき漁業 (現在 37 隻) において実施されている。
 - 同システムの一義的な目的は、ログブック報告を改善することである。
 - 同システムでは漁業活動を 100 % モニタリングすることができる (稀に発生するシステム故障の場合を除く)。システムの故障時は、操業再開前にシステムを修理するため、漁業者はその操業航海の完了後に帰港しなければならない。EM システムは、船舶が洋上にある間の稼働を確保するため、遠隔的に監視される。
 - オブザーバーは物理的には乗船していない。生物学的サンプルは港内で収集される。
 - 基本的には全記録のうちランダムに 10% をサンプリングするが、対象を定めてサンプリングされる場合もある。
 - 同システムは、ログブック報告、特に投棄及び混獲に関する報告の改善に成功している。海鳥類及びサメ類の種レベルまでの同定は困難である場合がある。
 - システムの成功にはカメラの設置場所が重要であり、最良の角度及び視界を得るために、船ごとに慎重に検討する必要がある。各船には 4 台から 6 台のカメラが設置されている。
97. EM によって監視されるオーストラリアはえ縄漁船の航海期間は 2-7 日間であり、遠洋はえ縄漁船の航海期間とは異なることが留意された。
98. 韓国は、人権の保護及び漁業者の安全を目的とする同国の EM 試験に関する情報を提供した。韓国は、漁業及び混獲に関する情報を得るために同システムを拡大していくことを検討しているが、船舶からのフィードバックを待っているところであり、費用についても検討の必要がある。
99. 台湾は、小型船に関する EM 試験について報告し、遠洋漁船では操業航海が長期にわたること及び画像が鮮明でないことに伴う困難性を指摘した。同国による試験は継続中である。
100. CCAMLR 水域で操業する一部の船舶では、以下を含むユニークな EM 技術を活用していることが指摘された。
- 投網開始及び揚網完了を検知するウインチ上のセンサーと、操業航海中の投網が夜間であったか日中であったかを視覚的に示すソフトウェア
 - トリラインの使用を検知するために用いられる圧力検知メカニズム
101. メンバーは、同技術の可能性及び効力について留意し、その活用を支持したが、EM は人によるオブザーバーを完全に置き換えるものではなく、

それを補完するものであるとの懸念が示されたため、本件にかかる議論は今後の CCSBT 会合に向けてオープンにしておくこととされた。

6.4. SBT 種同定技術

102. この議題項目の下に検討された事項はなかった。

6.5. MCS 制度のベスト・プラクティスの特定及び共有の継続

103. この議題項目の下に検討された事項はなかった。

議題項目 7. 2018 年の作業計画

104. 遵守委員会は、2018 年の作業計画を以下のとおり策定した。毎年の継続作業については、2018 年に新規に開始されるもの以外は示していない。

活動	時期	リソース
CCSBT 24 による資金拠出の決定を条件に、南アフリカにおける QAR を実施するため、現在のサービスプロバイダーとの契約を更改する。	2017 年 11-12 月	事務局
WCPFC との転載 MoC の運用開始に向けて、WCPFC との作業を継続する。	可能な限り速やかに実施	事務局
南アフリカは、2018 年に QAR フェイズ 1 及びフェイズ 2 に取り組む。	CC 13 まで	南アフリカ
中国、シンガポール及び米国に対し、CC 13 へのオブザーバー参加を招請する。	CC 13 まで	事務局
IOTC は海鳥混獲緩和措置の使用に関する情報を収集するために転載オブザーバーの活用を試す予定であるのかどうかについて確認するとともに、このことが転載オブザーバー業務に与える可能性があるインパクトに関する情報を得るため、IOTC と連絡を取る。	CC 13 まで	事務局
メンバーは、事務局に対し、港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議別添 B に追加する海鳥混獲緩和措置のモニタリングに関する記入欄を提出する。	CC 13 まで	メンバー／事務局
CC の議題に、CC 11 によって特定された遵守リスク一覧をレビューし、及び新たに出現しつつあるリスクについて検討するための常設議題を追加する。	CC 13 まで	事務局
eCDS の開発に向けた下準備として、休会期間中に、CDS 決議改正案における積残しの課題を解決するための議論を行う。特に、オーストラリア及び日本は特定の課題について作業を行い、事務局は韓国とともに作業を行う。	CC 13 まで	メンバー（特にオーストラリア、日本、韓国）／事務局
遵守行動計画における 2018 年の行動事項を実施する。	CC 13 まで	メンバー／事務局

議題項目 8. その他の事項

105. 日本は、メンバーへの情報提供として、日本国内市場におけるみなみまぐろ取引のモニタリングに関する最新情報を提供した文書 CCSBT-CC/1710/BGD01 を提出した。
106. オーストラリアは、日本の市場データにかかるオーストラリアによる分析結果、及びそれを改善するための提案を行った文書 CCSBT-CC/1710/BGD03 を提出した。またオーストラリアは、養殖業及び蓄養業におけるまぐろの成長率のレビューについてアップデートした文書 CCSBT-CC/1710/BGD02 を提出した。
107. ステレオビデオモニタリング技術を用いた水面下での魚の体長測定の自動化に関する調査にかかる質問に対し、オーストラリアは以下を明確化した。
- 調査に用いたカメラの映像記録は、2011 年の試験に由来するものである。
 - 8 基の生け簀に移送された 22,138 尾のうち、2,614 尾（11.8%）は半自動的な手法を用いて測定されたのに対し、11,647 尾は手動で測定された。文書では、半自動的な手法において直面した困難性（魚の動きが速すぎることに、閉塞又は視界不良など）について詳述している。
 - 調査結果はポジティブなものであったが、オーストラリアは、バイアスが生じない形でリアルタイムで運用ができる完全に自動化された費用効果の高いシステムを求めている。試験が行われて以降、カメラ及びコンピュータ技術は改善されているものの、まだ解決すべき問題が残されており、さらなる作業が必要である。科学者及び AFMA との協議が必要であり、これを前に進める決定を下す前に予算上の影響について検討する必要がある。
 - このカメラ試験の際、生け簀での 40 尾サンプリングは実施されなかった。
108. オーストラリアに対し、試験が行われた生け簀から得られた収獲データとステレオビデオによる結果の比較（特に成長率に関して）を行うとともに、休会期間中又は次回 ESC 会合のいずれかにおいてこれを報告するよう要請された。オーストラリアは、これは複雑な問題であり、この度の話の踏まえ、検討をした上で可能な場合は回答すると述べた。
109. オーストラリアは、蓄養魚のほとんどは 4 歳魚であるとする日本の仮説に関して、漁業者が特定の年齢群をターゲットとすることは実際上不可能であることを強調するため、蓄養場において用いられている漁法に関するいくつかの情報提供を行った。
110. 日本は、オーストラリアが述べたようなことを仮説としてはおらず、蓄養場に活け込まれる魚の割合について、2 歳及び 3 歳魚の割合が 4 歳魚の割合よりも大きいということを仮定しているのであると明確化した。ま

た日本は、蓄養 SBT の年齢組成は漁獲水準に対して極めてセンシティブであることを指摘した。

111. ESC 22 において合意及び取りまとめられたとおり、両者の見解の相違を解決するため、休会期間中に日本、オーストラリア及びその他関心のあるメンバーが作業を行う予定であることが留意され、その取組みが評価された。

議題項目 9. 拡大委員会に対する勧告

112. 遵守委員会は、拡大委員会に対し以下を勧告した。

- 米国、シンガポール及び中国に対し、将来の遵守委員会会合への参加を招請すること。
- EC 議長は、中国に対し、CDS の運用に関する高度な協力、CCSBT 会合への参加、及び SBT を漁獲する可能性がある船舶にかかる管理の改善を求める書簡を送ること。
- EC は、メンバーに対し、IUU 漁業の証拠を得るため、追加的な公海取締り及び港内検査に取り組むよう奨励すること。
- 遵守委員会の 2018 年の作業計画案を承認すること。
- EC は、フィリピンが CC/EC に対する年次報告書を提出せず、また CC 会合にも出席しなかったことに留意すること。
- EC は、メンバーが遵守行動計画に基づく eCDS へのスムーズかつ秩序だった移行を強く支持したこと、及び新たな CDS 決議がそのような移行を促進するものと考えられることに留意すること。
- EC は、電子モニタリングの新技术の活用に関する基準を策定するための、電子モニタリング作業部会の設立を検討すること。
- 以下の決議改正案を採択すること。
 - 転載決議
 - IUU 船舶リスト決議
 - VMS 決議
- 最低履行要件改正案を採択すること。
- CC/EC に対する年次報告書テンプレート改正案を採択すること
- フェイズ 1 及びフェイズ 2 の統合 QAR を、2018 年に南アフリカにおいて、2019 年に EU において実施すること。
- 2018 - 2020 年の遵守行動計画を採択すること。
- 繰越決議の改正において、以下を明確化すること。
 - 繰越しの通知の遅延の結果として何が起こるのか
 - 将来の繰越しの通知に関してメンバーが望む方法

議題項目 10. 　　まとめ

10.1. 　　会合報告書の採択

113. 報告書は採択された。

10.2. 　　閉会

114. 会合は、2017年10月7日16時01分に閉会した。

別紙リスト

別紙

- 1 参加者リスト
- 2 議題
- 3 文書リスト
- 4 **CCSBT 漁船監視システム（VMS）に関する改正決議**
- 5 大型漁船の転載に対する計画創設に関する改正決議
- 6 みなみまぐろ（SBT）に関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が推測される船舶のリストの設立に関する改正決議
- 7 3年間の遵守行動計画（2018 - 2020年）
- 8 改正最低履行要件（セクション 3.5、4.1、5.2、6.4、6.6）
- 9 改定版遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書テンプレート

参加者リスト
第12回遵守委員会会合

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR								
Frank	MEERE	Mr			AUSTRALIA			fmeere@aapt.net.au
EXTENDED COMMISSION CHAIR								
Indra	JAYA	Dr	Professor	Faculty for Fisheries and Marine Science, Bogor Agricultural University	Indonesia			indrajaya@ipb.ac.id
MEMBERS								
AUSTRALIA								
Gordon	NEIL	Mr	Assistant Secretary	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6272 4277		gordon.neil@agriculture.gov.au
Matthew	DANIEL	Mr	Manager	SBT Fishery Management Authority	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6225 5338	Matthew.daniel@afma.gov.au
Neil	HUGHES	Mr	Assistant Director	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6271 6306		neil.hughes@agriculture.gov.au
Brian	JEFFRIESS	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association Ltd	PO Box 416, Fullerton, SA, 5063, Australia Ltd	61 (0)419 840 299		austuna@bigpond.com
Andrew	WILKINSON	Mr	General Manager	Tony's Tuna International P/L	Pine Freezer Road, Port Lincoln, 5606, SA	61 (0) 8 8682 2266		andrew@tonystuna.com.au
EUROPEAN UNION								
Orlando	FACHADA	Mr	Head of EU Delegation	European Union	Rue de la Loi 200 (J99-3/46), Belgium	32 2299 0857		Orlando.Fachada@ec.europa.eu

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
FISHING ENTITY OF TAIWAN								
Shiu-Ling	LIN	Ms.	Deputy Director	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23835 855	886 2 23327 396	shiuling@ms1.fa.gov.tw
An-Chiang	HUANG	Mr..	Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23835 891	886 2 23327 396	anchiang@ms1.fa.gov.tw
INDONESIA								
Trian	YUNANDA	Mr	Deputy Director for Fish Resource in Indonesia EEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	tryand_fish@yahoo.com sdi.djpt@yahoo.com
Erni	WIDJAJANTI	Ms	Deputy Director for Licensing System	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	erwijaya@yahoo.com
WIJPPRIONO		Dr	Researcher for Fisheries Research Center	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Gedung Balitbang II, Jl. Pasir Putih II, Ancol Timur, Jakarta 14430			wijopriono@gmail.com
Agustinus Purwanto Anung	WIDODO	Mr	Researcher for Fisheries Research Center	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Gedung Balitbang II, Jl. Pasir Putih II, Ancol Timur, Jakarta 14430			anungwd@yahoo.co.id
Zulkarnaen	FAHMI	Mr	Scientist and also Head of Research Institute for Tuna Fisheries	Research Institute for Tuna Fisheries	Jl. Mertasari No. 140, Br Suwung Kangin, Sidakarya, Denpasar, Bali 80224, Indonesia			fahmi.p4ksi@gmail.com
Lilis	SADIYAH	Dr	Researcher on Research Center for Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Pasir Putih II Ancol Timur Jakarta Utara 14430 Indonesia	62 21 64700 928	62 21 64700 929	lilis_sadiyah@yahoo.com
Niken	WINARSIH	Ms	Researcher on Research Center for Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Pasir Putih II Ancol Timur Jakarta Utara 14430 Indonesia			nikensutardjo@yahoo.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Sofi Chullatus	SOFIA	Ms	Head of Section for Utilization of IEEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	sdi.djpt@yahoo.com
Eva	SURYAMAN	Ms	Senior Staff for Directorate of Fish Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	sdi.djpt@yahoo.com
Satya	MARDI	Mr	Senior Staff for Directorate of Fish Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	sdi.djpt@yahoo.com
Mumpuni	CYNTIA	Ms	Senior Staff for Directorate of Fish Resource Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	sdi.djpt@yahoo.com
Pramudiya	ADITAMA	Mr	Senior Staff for Directorate for Fish Resource Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	evaluasi.sdi@gmail.com
M. Roys Birrul	MUTTAQIEN	Mr	Junior Staff for Directorate for Fish Resource Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	sdi.djpt@yahoo.com
Hitler	SUMAH	Mr	Staff of Pengembangan Archipelago Fishing Port - Bali	Pengembangan Archipelago Fishing Port - Bali				hitler.sumah@gmail.com
Andi	Soesmono	Mr		Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16,			ansoes_69@yahoo.co.id
Endroyono		Mr	Senior Staff for Directorate Fishing Vessel and Fishing Gear	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 9, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia			
Sri	Patmiarsih	Mrs	Senior Staff for Directorate for Fish Resource Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	evaluasi.sdi@gmail.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Retno	Kusumastuti			Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	evaluasi.sdi@gmail.com
Wawan	Rowandi			Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 14, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	evaluasi.sdi@gmail.com
Puji	Basuki	Mr		Ministry of Foreign Affairs				
Saut	TAMPUBOLON	Mr	Expert			62 21 81319 8	62 21 81319 8	s.tampubolon@yahoo.com
Dwi Agus Siswa	PUTRA	Mr	Secretary General	Indonesia Tuna Long Line Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Bena, Denpasar – Bali, Indonesia	62 361 72739 9	62 361 72509 9	atli.bali@gmail.com
Richi	RICHADO	Mr	Member	Indonesia Tuna Long Line Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Bena, Denpasar – Bali, Indonesia	62 361 72739 9	62 361 72509 9	atli.bali@gmail.com
H.	SOEHARTOYO	Mr	Member	Indonesia Tuna Long Line Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Bena, Denpasar – Bali, Indonesia	62 361 72739 9	62 361 72509 9	atli.bali@gmail.com
Eka	HARSANA	Mr	Member	Indonesia Tuna Long Line Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Bena, Denpasar – Bali, Indonesia	62 361 72739 9	62 361 72509 9	atli.bali@gmail.com

JAPAN

Ryo	OMORI	Mr	Assistant Director	International Affairs Division, Fisheries Agency	1-2-1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100-8907	81 3 3502 8459	81 3 3502 0571	ryo_omori330@maff.go.jp
Teruo	KITADE	Mr	Section Chief	Fisheries Management Division, Fisheries Agency	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8907	81 3 3591 6582	81 3 3595 7332	teruo_kitade850@maff.go.jp
Yuichiro	KIRIKI	Mr	Official	Ministry of Foreign Affairs	2-2-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8919	81 3 5501 8338	81 3 5501 8332	yuichiro.kiriki@mofa.go.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Shun	OGAWA	Mr.	Deputy Director	Agricultural and Marine Products Office, Ministry of Economy, Trade and Industry	1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan	81 3 3501	81 3 3501 0532 6006	ogawa-shun@meti.go.jp
Tomoyuki	ITO	Dr.	Group Chief	National Research Institute of Far Seas Fisheries	5-7-1 Orido, Shimizu Shizuoka 424-8633	81 54 336	81 543 35 6000 9642	itou@affrc.go.jp
Kiyoshi	KATSUYAMA	Mr.	Special Advisor	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646	81 3 5646 2382 2652	katsuyama@japantuna.or.jp
Hiroyuki	YOSHIDA	Mr.	Deputy Director	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646	81 3 5646 2382 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Michio	SHIMIZU	Mr.	Executive Secretary	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8503	81 3 3294	81 3 3294 9634 9607	mic-shimizu@zengyoren.jf-net.ne.jp
NEW ZEALAND								
Dominic	VALLIÈRES	Mr.	Team Manager, HMS Fisheries	Ministry for Primary Industries	Pastoral House, 25 The Terrace, PO Box 2526, Wellington 6140	64 04 819	64 04 819 4654 4632	dominic.vallieres@mpi.govt.nz
Arthur	HORE	Mr.	Manager, Offshore Fisheries	Ministry for Primary Industries	608 Rosebank Road, PO Box 19747, Avondale, Auckland 1746	64 09 820	64 09 820 7686 1980	arthur.hore@mpi.govt.nz
Jo	LAMBIE	Ms.	Fisheries Analyst	Ministry for Primary Industries	Pastoral House, 25 The Terrace, PO Box 2526, Wellington 6140	64 04 894	0131	jo.lambie@mpi.govt.nz
Sophie	KALDERIMIS	Ms.	Legal Adviser	New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade	195 Lambton Quay, Private Bag 18901, Wellington 6160	64 04 439	8070	sophie.kalderimis@mfat.govt.nz

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
REPUBLIC OF KOREA								
Chan Soo	PARK	Mr	Deputy Director	Distant Water Fisheries Division, Ministry of Oceans and Fisheries	Government Water Complex Sejong 94, Dasom 2-ro, Sejong Special Self-governing City, 30110, Korea	82 44 200 5339	82 44 200 5379	parkchansoo@korea.kr
Ilkang	NA	Mr	Manager	Korea Overseas Fisheries Association	6th fl. Samho Center Bldg "A" Nonhyeon-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2 589 1614	82 2 589 1630	ikna@kosfa.org
Ayoung	KIM	Ms	Policy analyst	Korea Overseas Fisheries Association	6th fl. Samho Center Bldg "A" Nonhyeon-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 44 868 7832	82 44 868 7840	aykim@kofci.org
SOUTH AFRICA								
Fatima	SAVEL	Ms	Acting Director: Compliance	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	Private Bag X2 Roggebaai 8012 Republic of South Africa	27 21 402 3539		FatimaSA@daff.gov.za
Aphiwe	NONKENEZA	Mr	Senior Administrative Officer	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	Private Bag X2 Roggebaai 8012 Republic of South Africa	27 21 402 3026		AphiweW@daff.gov.za
OBSERVERS								
THE UNITED STATES OF AMERICA								
Melanie	KING	Ms.	International Policy Advisor	NOAA Fisheries	1315 East West Highway (F/IA), Silver Spring, MD 20910 USA	001 301 427 8366		melanie.king@noaa.gov
SINGAPORE								
Kihua	TEH	Mr	Senior Executive Manager (Fisheries & Port Management)	Agri-Food & Veterinary Authority	Singapore	65 6265 5052	65 6265 1683	TEH_Kihua@ava.gov.sg
BIRDLIFE INTERNATIONAL								
Oliver	YATES	Mr	Programme Manager	BirdLife International	RSPB, The Lodge, Sandy, Bedfordshire, SG19 2DL, UK	44 176 769 3095		oli.yates@rspb.org.uk
HUMANE SOCIETY INTERNATIONAL								
Alistair	GRAHAM	Mr	Adviser, international conservation	Humane Society International	PO Box 439, Avalon NSW 2107	61 2 9973 1728	61 2 9973 1729	alistairgraham1@bigpond.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
INTERPRETERS								
Kumi	KOIKE	Ms						
Yoko	YAMAKAGE	Ms						
Kaori	ASAKI	Ms						
CCSBT SECRETARIAT								
Robert	KENNEDY	Mr	Executive Secretary					rkennedy@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary		PO Box 37, Deakin West ACT 2600 AUSTRALIA	61 2 6282	61 2 6282	asoma@ccsbt.org
Colin	MILLAR	Mr	Database Manager			8396	8407	CMillar@ccsbt.org
Susie	IBALL	Ms	Compliance Manager					siball@ccsbt.org

第 12 回遵守委員会会合
2017 年 10 月 5-7 日
インドネシア、ジョグジャカルタ
議題

1. **開会**
 - 1.1 歓迎の辞
 - 1.2 議題の採択
 - 1.3 会議運営上の説明

2. **CCSBT 保存管理措置の遵守状況の概要**
 - 2.1 事務局からの報告
 - 2.2 メンバー及び協力的非加盟国からの報告
 - 2.3 CCSBT 管理措置に関する遵守状況の評価
 - 2.3.1 メンバーの遵守状況
 - 2.3.2 CCSBT 協力的非加盟国の遵守状況
 - 2.3.3 是正措置政策の適用

3. **CCSBT 措置の運用状況：課題及びアップデート**

4. **CCSBT 決議のレビュー及び改正**
 - 4.1 漁獲証明制度（CDS）
 - 4.2 許可船舶決議
 - 4.3 船舶監視システム（VMS）決議
 - 4.4 転載／港内検査の最低基準に関する決議
 - 4.5 IUU 船舶リスト決議

5. **CCSBT の政策及び取決めに関するレビュー、改正及び中間報告**
 - 5.1 2018-2020 年の遵守行動計画
 - 5.2 最低履行要件（MPR）
 - 5.3 品質保証レビュー（QAR）
 - 5.4 CC 及び EC に対する年次報告書のテンプレート

- 5.5 WCPFC との転載に関する MoC
- 5.6 国際ネットワーク及び二国間協定

6. CCSBT 遵守計画の実施

- 6.1 市場及び IUU 活動のモニタリング
- 6.2 非加盟国との協力
- 6.3 電子モニタリング技術
- 6.4 SBT の種同定技術
- 6.5 MCS 制度にかかるベストプラクティスの特定及び共有の継続

7. 2018 年の作業計画

8. その他の事項

9. 拡大委員会に対する勧告

10. まとめ

- 10.1 会合報告書の採択
- 10.2 閉会

文書リスト
第 12 回遵守委員会会合

(CCSBT-CC/1710/-)

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. List of Documents
4. (Secretariat) Compliance with CCSBT Management Measures
(CC agenda item 2.1)
5. (CCSBT) Phase 2 combined - Quality Assurance Review On behalf of the
Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna. Member Report:
Fishing Entity of Taiwan
(CC agenda items 2.2)
6. (Secretariat) Operation of CCSBT Measures
(CC agenda items 3, 4.2)
7. (Secretariat) CCSBT Draft IUU Vessel List
(CC agenda item 3)
8. (Secretariat) Draft Revision of the CCSBT's Catch Documentation Scheme
(CDS) Resolution (Rev.1)
(CC agenda item 4.1)
9. (Secretariat) Consolidation and Revision of CCSBT's Two VMS Resolutions
(CC agenda item 4.3)
10. (Secretariat) A Comparison of CCSBT's Transshipment and Minimum Standards
for Inspection in Port Resolutions
(CC agenda item 4.4)
11. (Secretariat) CCSBT IUU Vessel List Resolution: Proposed Revisions
(CC agenda item 4.5)
12. (Secretariat) Development of an Updated Three-Year Compliance Action Plan
(2018 – 2020)
(CC agenda item 5.1)
13. (Secretariat) Draft Revised Minimum Performance Requirements (Compliance
Policy 1)
(CC agenda item 5.2)
14. (CCSBT) Summary Report on the 2017 Quality Assurance Review Programme
(CC agenda item 5.3)

15. (Secretariat) Proposed Revision to the Template for the Annual Report to Compliance Committee and Extended Commission
(CC agenda item 5.4)
16. (Secretariat) Transshipment Memorandum of Cooperation (MoC) with the WCPFC
(CC agenda item 5.5)
17. (Secretariat) Update on CCSBT's Compliance Relationships with the International Monitoring, Control and Surveillance Network (IMCSN), the Tuna Compliance Network (TCN), and RFBs/ RFMOs
(CC agenda item 5.6)
18. (Secretariat) Potential Non-Member Fishing Activity & Trade/ Emerging Markets
(CC agenda item 6.1)

(CCSBT-CC/1710/BGD)

1. (Japan) Monitoring of Southern Bluefin Tuna trading in the Japanese domestic markets: 2017 update (*Previously CCSBT-ESC/1708/25*) (CC agenda item 2.2)
2. (Australia) An update Review of Tuna Growth performance in Ranching and Farming Operations (*Previously CCSBT-ESC/1708/Info02*) (CC agenda item 2.2)
3. (Australia) Japan Market Update 2017 (*Previously CCSBT-ESC/1708/Info01*)
(CC agenda item 2.2)

(CCSBT-CC/1710/SBT Fisheries)

Australia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
European Union	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
Indonesia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
Japan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Korea	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
New Zealand	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
South Africa	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)

(CCSBT-CC/1710/Info)

1. (BirdLife International) Consideration of data fields for monitoring compliance with seabird bycatch mitigation measures as part of port inspection and transshipment monitoring (CC agenda item 4.4)
2. (Australia) Towards automating underwater measurement of fish length: a comparison of semi-automatic and manual stereo–video measurements (CC agenda item 2.2)

(CCSBT-CC/1710/Rep)

1. Report of the Twenty-Second Meeting of the Scientific Committee (September 2017)
2. Report of The Twelfth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (March 2017)
3. Report of the Twenty-Third Annual Meeting of the Commission (October 2016)
4. Report of the Eleventh Meeting of the Compliance Committee (October 2016)
5. Report of the Fourth Meeting of the Compliance Committee Working Group (April 2016)
6. Report of the Twenty-Second Annual Meeting of the Commission (October 2015)
7. Report of the Tenth Meeting of the Compliance Committee (October 2015)

CCSBT 漁船監視システム (VMS) に関する決議

(第24回委員会年次会合(2017年10月12日)で採択)

みなみまぐろ保存のための拡大委員会 (CCSBT) は、

拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国 (CNM) が、第13回委員会年次会合において「漁船監視システムの開発と導入に関する決議」(2006年)に合意し、またその第15回委員会年次会合において「CCSBT 漁船管理システムの創設に関する決議」(2008年)に合意したことを想起し、

世界のみなみまぐろ (SBT) 漁業のすべてに適用される監視、管理及び取締り措置の必要性を認識し、

みなみまぐろ漁業、とりわけ資源の長期的な持続性を確保するために、効果的な監視、管理及び取締り体制に不可欠な要素としてのこれら漁船監視システムの重要性を認識し、

漁船監視システムが、2007年1月に開催されたまぐろ類地域漁業管理機関 (tRFMO) 神戸合同会合で採択された行動方針において、違法・無報告・無規制漁業を抑止する重要な監視、管理及び取締りの一措置であると認められたことに留意し、

漁船監視システムの最低基準を定める必要性を認識し、

みなみまぐろ保存条約の第8条パラグラフ3(b)に従い、次のとおり合意した。

1. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国 (CNM) は、次の方法で、SBTを漁獲¹又は収獲する自国の旗を掲げる船舶に対し、衛星と連係した漁船監視システム (VMS) を採用、導入しなければならない。
 - a. IOTC 条約水域で漁業を行っている船舶は、「漁船監視システム (VMS) 計画に関する IOTC 決議 15/03」(当該決議の付属書1を含む)に従う。
 - b. WCPFC 条約水域で漁業を行っている船舶は、WCPFC 保存管理措置 2014-02「委員会漁船監視システム」(当該措置の付属書1を含む)に従う。

¹ CCSBT 条約第2条(b)の規定のとおり、「漁獲」とは以下をいう。

(i) 魚類を採捕すること又は魚類を採捕する結果になると合理的に予想し得るその他の活動、又は

(ii) (i)に掲げる活動を準備し又は直接に補助するための海上における作業

- c. CCAMLR 条約水域で漁業を行っている船舶は、CCAMLR 保存措置 10-04 (2015)「衛星中継自動船舶監視システム (VMS)」(当該措置の付属書 10-04/A、10-04/B 及び 10-04/C を含む) に従う。
 - d. ICCAT 条約水域で操業を行っている船舶は、ICCAT 勧告 14-09「ICCAT による ICCAT 条約水域における漁船監視システム創設のための最低基準に関する勧告」に従う。
 - e. IOTC、WCPFC、CCAMLR 及び ICCAT の条約水域外の公海で操業を行っている船舶は、IOTC の「漁船監視システム (VMS) 計画に関する決議 15/03」(当該決議の付属書 1 を含む)に従う。
2. パラグラフ 1 (a-e) に示した VMS の適用は、関連する委員会が採択するであろういかなる VMS 要件の修正とも合致していなければならない。
 3. メンバー及び協力的非加盟国は、パラグラフ 1 に含まれない排他的経済水域内において SBT を漁獲又は収獲する船舶に対し、各メンバー／CNM の法令に基づき、義務的な漁船監視システムを導入しなければならない。
 4. 漁船監視システムは、少なくとも以下の要素を含まなければならない。
 - a. 旗国又は漁業主体は、漁船監視装置を搭載した自らの漁船を監視、管理しなければならない。
 - b. パラグラフ 4d に明記されたデータは、少なくとも 4 時間ごとに、関連する国及び地域の当局に対して送信されなければならない。
 - c. 旗国／漁業主体は、船舶が港内にあり、及び寄港国に対して通知済である場合にのみスイッチを切ることができる自動位置通信装置 (ALC) のみを許可することができる。
 - d. 収集及び送信されるデータには、漁船識別番号、地理的位置及び日時を含まなければならない。
 - e. 船舶監視装置は、改ざんすることができない装置であって、かつ封印された装置として設置されており、装置へのアクセス又は改ざんが行われたか否かを示す公的な封印を備えたものでなければならない。
 - f. 装置に技術的障害が生じた場合、漁船の漁労長又は船主は、旗国／漁業主体に対し、船舶による漁業活動を判断することができる頻度

で、漁船識別番号、地理的位置及び日時を報告するよう求められなければならない。

5. a. 拡大委員会のメンバー及び CNM は、委員会が承認した書式による VMS サマリー・レポートを、年に 1 回、遵守委員会会合の前に、提出しなければならない²。
- b. 特定の船舶が CCSBT の保存管理措置に反して操業を行ったと疑われる場合には、その船舶に関する事例に関して、拡大委員会のメンバー及び CNM は、当該船舶が船籍を置く国/漁業主体であるメンバー及び CNM に対し、個別に、VMS データの提供を求めることができる。かかる要求を受けたメンバー及び CNM は、次のいずれかの対応をとらなければならない。
 - (i) 事例を捜査し、VMS データを要求したメンバー又は CNM に、捜査の詳細を提供する。
 - (ii) 要求したメンバー又は CNM に対し、当該船舶に関する VMS データを提供、要求したメンバー又は CNM は、捜査の結果を船籍が置かれる国/漁業主体であるメンバー又は CNM に通知する。
6. 拡大委員会は、パラグラフ 5 (b) に従い提供された情報について、付属書 I にある機密保護とセキュリティの規定を採用することに合意する。
7. 事務局の支援を仰ぎ、遵守委員会は、2018 年又は 2019 年の遵守委員会において、本決議の実施並びに SBT 漁業の監視、管理及び取締り体制の一要素として、その有効性の改善に資する可能性のある措置について、レビューと報告を行わなければならない。かかるレビューは、まぐろ類地域漁業管理機関を横断的に統一する VMS の開発を含め、他の地域漁業管理機関における進展状況を考慮しなければならない。
8. VMS は、旗国又は漁業主体の権利及び責任を制限してはならない。
9. 本決議は、「漁船監視システムの開発と導入に関する決議」（2006 年）及び「CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議」（2008 年）の二つの CCSBT 決議に代わるものであり、かつこれらを失効させるものである。

² これらのサマリー・レポートは、[遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書テンプレート](#)に従って提出されなければならない。

付属書 I VMS 報告の機密保護、利用及びセキュリティ

VMS 報告の機密保護及び利用

1. VMS データは、機密扱いとされ、本決議によって認められた場合のみ提供、利用されうる。
2. 他の拡大委員会のメンバー及び CNM から VMS データを受けとるメンバー及び CNM は、データの機密保護を維持しなければならない。本決議に明記された場合を除き、データを利用してはならない。具体的には、VMS データを受けとる拡大委員会のメンバー及び CNM は、本付属書のパラグラフ 3 に示された目的に限り、データをメンバー又は CNM の国会議員及び公務員に提供することができる。
3. 拡大委員会のメンバー及び CNM は、CCSBT の保存管理措置の遵守状況を監視するためにのみ、VMS データを利用することができる。

情報技術セキュリティ

4. VMS データを受けとる拡大委員会のメンバー及び CNM は、VMS データの機密保護を維持するための強固な情報技術セキュリティを導入しなければならない。

データの機密保護に関する方針

5. VMS データの要求を提案する拡大委員会のメンバー及び CNM は、VMS データの機密保護に関する方針を備えなければならない。かかる方針を事務局並びにすべての拡大委員会のメンバー及び CNM に提供しなければならない。VMS データの機密保護に関する方針は、拡大委員会のメンバー及び CNM が、本決議の付属書 I の要件の遵守を確保するために実行することを提案するすべての措置を略述していなければならない。

大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議

(第24回委員会年次会合(2017年10月12日)において改正)

みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT) は、

違法、無規制、無報告 (IUU) 漁業活動が、CCSBT によって採択された保存管理措置の有効性を阻害することから、その根絶の必要性を考慮し、

組織的なまぐろロンダリング活動が行われ、IUU 漁船による相当数の漁獲物が正式に許可された漁船の名の下に転載されてきたことに、重大な関心を表し、

それゆえに、大型漁船の水揚物の管理を含め、転載行為の監視を確実にするという必要性を意図し、

CCSBT 漁獲証明制度 (CDS) の完全性を維持する必要性に考慮し、転載が遵守上のリスクを増している分野の一つであることを認識し、

みなみまぐろ (SBT) 資源の科学的評価及び漁獲証明制度と合わせた SBT 製品の追跡の改善のため、かかる大型まぐろ漁船から SBT の漁獲データを収集することの必要性を考慮し、

CCSBT 条約第 8 条パラグラフ 3 (b) に従い、次のとおり合意した。

セクション 1. 総則

用語

1. この決議の適用上、

- (a) 「LSTLV」は、冷凍能力を備えたまぐろはえ縄漁船をいう。
- (b) 「運搬船」は、LSTLV から転載される SBT を受けとる全ての船舶であって、コンテナ船を除くものをいう。
- (c) 「冷凍能力」：摂氏-30度以下で500キログラム以上の保持能力を有する冷凍庫を備えている場合、当該漁船は冷凍能力を備えているものとみなされる。
- (d) 「みなみまぐろ」又は「SBT」とは、みなみまぐろ又はみなみまぐろに由来する魚の製品をいう。

2. 「LSTLVs」に関する洋上転載を監視するための計画下にある場合を除き、全てのLSTLVによるSBTの転載活動は、港内で行われなければならない。メンバー又はCNMが、自国LSTLVによる洋上転載を認める場合には、かかる転載は本決議のセクション2、3及び5、及び付属書I及びIIに定義された手続きに従い実施されなければならない。

3. メンバー及び協力的非加盟国(CNMs)は、港内においてSBTが転載される際、当該国の旗を掲げるLSTLVsが、本決議のセクション2、4及び5及び付属書Iに定められた義務を遵守するよう確保するため、必要な措置を講じなければならない。

セクション2. SBTの転載を受けとることを認められた船舶の記録

4. 事務局長は、LSTLVsから洋上又は港内においてSBTを受けとることを認められた運搬船について、CCSBT記録を創設し、これを維持しなければならない。本決議の目的のため、記録にない運搬船は、転載活動におけるLSTLVsからのSBTの受けとりを認められていないものとみなされる。

メンバー及びCNMは、以下を確保しなければならない。

- a) 他のRFMOにより許可されなかった運搬船に許可を与えないこと
- b) 他のRFMOのIUU船舶リストに掲載されている運搬船に許可を与えないこと

5. メンバー及びCNMは、CCSBT事務局長に対し、可能であれば電子媒体にて、LSTLVsから転載物を受けとることを認められた運搬船のリストを遅滞なく提出しなければならない。各メンバーは、運搬船のリストへのあらゆる追加、削除及び/又はあらゆる改変といった変更が生じた時点で、事務局長に対し、速やかにこれを通知しなければならない。当該リストは以下の情報を含まなければならない。

- 1 船籍
- 2 CCSBT記録番号(該当する場合)
- 3 ロイド/IMOナンバー(可能な場合)
- 4 船名、船舶登録番号
- 5 過去の船名(該当する場合)
- 6 過去の船籍(該当する場合)
- 7 他の登録からの削除の詳細(該当する場合)
- 8 国際信号符字
- 9 船舶の種類、長さ、総トン数(GT)及び積載能力
- 10 船主及びオペレーターの氏名及び住所
- 11 転載を許可された期間

6. 事務局長は、CCSBT運搬船記録を維持し、メンバー及びCNMの船舶に関し通知された機密保持の要件に合致した方法で、CCSBTウェブサイトへの掲載を含む電子的手段を通じて、当該記録の周知を行うための措置を講じなければならない。

7. メンバー及び CNM により洋上及び港内転載を認められた運搬船は、*CCSBT 漁船監視システムに関する決議*（2017 年）を含む全ての適用される *CCSBT* の決議及び決定、全ての将来の修正を含む今後の全ての決議に従って運用されている漁船監視システム（*VMS*）を稼働状態で搭載していることが要求されなければならない。

8. 洋上及び港内転載を行う *LSTLVs* は、*CCSBT の漁船監視システムに関する決議*（2017 年）、及び全ての将来の修正を含む今後の全ての決議に従って、*VMS* の搭載と稼働が要求されなければならない。

セクション 3. *SBT* の洋上における転載監視計画

9. 委員会は、*LSTLVs* 及び洋上においてそれら漁船から転載物を受ける権限を付与された運搬船にのみ適用される *SBT* の洋上転載監視のための計画を策定する。委員会は、本決議をレビューし、適当であれば修正を行わなければならない。

10. メンバー及び CNM は、自国 *LSTLVs* の洋上転載を認めるか否かを決定しなければならない。

11. メンバー及び CNM の主権の及ぶ水域における *LSTLVs* による転載は、関係沿岸国又は漁業主体の事前許可が条件となる。沿岸国又は漁業主体の事前許可の原本又は写しが *LSTLV* 上に保持され、及び *CCSBT* オブザーバーが要請した際に利用可能な状態にしておかなければならない。

12. メンバー及び CNM は、自国に置籍する *LSTLVs* がパラグラフ 13 及び 20 の条件に従うことを確保するため、必要な措置を講じなければならない。

船籍が置かれる国又は漁業主体の許可

13. *LSTLVs* は、船籍が置かれる国/漁業主体の事前許可を得ないかぎり、洋上における転載は認められない。事前許可の原本又は写しが *LSTLV* 上に保持され、及び *CCSBT* オブザーバーが要請した際に利用可能な状態にしておかなければならない。

通知義務

漁船：

14. パラグラフ 13 の事前許可を受けるにあたり、LSTLV の船長及び/又は船主は、その旗国又は漁業主体に対し、予定している転載の少なくとも 24 時間前に以下の情報を通知しなければならない。

- a) LSTLV の船名及び CCSBT 許可船舶リストにおける番号
- b) 運搬船の船名及び洋上において転載物を受けとることを認められた運搬船の CCSBT 記録における番号
- c) 転載される製品
- d) 転載される製品別のトン数
- e) 転載の日時及び位置
- f) SBT 漁獲の地理的位置

15. 当該 LSTLV は、旗国である国又は漁業主体、及び適切な場合は沿岸国又は漁業主体に対し、転載後 15 日以内に、付属書 I に定められた様式に従い、CCSBT 転載申告書を作成し、送付しなければならない。

運搬船：

16. 運搬船の船長は、転載開始前に、当該 LSTLV が CCSBT の洋上転載監視計画（付属書 II パラグラフ 14 の費用の支払いを含む）に参加しており、パラグラフ 13 の旗国である国又は漁業主体による事前許可を得ていることを確認しなければならない。運搬船の船長は、このような確認なしにいかなる転載も開始してはならない。

17. 運搬船の船長は、CCSBT 事務局及び LSTLV の旗国であるメンバー又は CNM に対し、転載終了後 24 時間以内に、洋上において転載物を受けとることが認められている運搬船にかかる CCSBT 記録の番号とともに、CCSBT 転載申告書を作成し、送付しなければならない。事務局は、受領した全ての転載申告書を LSTLVs の旗国又は CNM に対して四半期毎に送付するとともに、旗国又は CNM は、受領済みの転載申告書に照らしてこれらを照合するものとする。

18. 運搬船の船長は、水揚げを行う国又は漁業主体の所管当局に対し、水揚げの 48 時間前までに、洋上において転載物を受けとることを認められている CCSBT 運搬船記録の番号とともに、CCSBT 転載申告書を送付しなければならない。

地域オブザーバー計画

19. メンバー及び CNM は、付属書 II の CCSBT 地域オブザーバー計画に従い、洋上で転載する全ての運搬船に CCSBT オブザーバーを乗船させることを確実にしなければならない。CCSBT オブザーバーは、本決議の遵守及び特に転載された SBT の数量と CCSBT 転載申告書に報告された漁獲量が合理的な範囲で一致すること、及び可能であれば漁船のログブックにおける記録及び CDS 文書のとおりであることを観察しなければならない。

20. 船舶は、事務局長に適切に通知された不可抗力の場合を除き、CCSBT 地域オブザーバーをとまなわない、洋上における転載の開始又は継続は、禁じられなければならない。

セクション 4. SBT の LSTLV 港内転載監視計画

21. 効果的な港内転載検査のため、漁船の旗国は、その漁船がみなみまぐろの転載を行う外国の港を指定し、その他の外国の港における転載を禁止するとともに、指定された寄港国との間で、効果的なモニタリングに必要となる関連情報を共有するために連絡をとらなければならない。

22. 港内転載は、以下のパラグラフ 23 から 29 に定める手続きに従う場合のみ実施されるものとする。

通知義務

漁船：

23. LSTLV の船長は、転載開始の少なくとも 48 時間前までに、又はメンバー／CNM が指定した期限までに、又は港までの時間が 48 時間以内である場合には漁業操業終了後直ちに、寄港国の当局に対して以下の情報を通知しなければならない。後者の場合、寄港国が情報を分析するために十分な時間がなければならない。

- a) LSTLV の船名及び CCSBT 許可船記録における番号
- b) 運搬船の船名及び洋上において転載物を受けとることが認められた運搬船の CCSBT 記録における番号
- c) 転載される製品
- d) 転載される製品別のトン数
- e) 転載の日時及び位置
- f) SBT 漁業の主要な漁場

24. LSTLV の船長は、転載時、その旗国又は漁業主体に対して以下を情報提供しなければならない。

- a) 製品及び数量
- b) 転載の日時及び場所

- c) 受けとる運搬船の船名、登録番号及び船籍、及び洋上で転載物を受けとることが認められた運搬船の CCSBT 記録における番号
- d) SBT 漁獲の地理的位置

25. 当該 LSTLV の船長は、旗国又は漁業主体に対し、転載後 15 日以内に、CCSBT 許可船舶リストにおける番号とともに、**付属書 I** に定められた様式に従い、CCSBT 転載申告書を作成し、送付しなければならない¹。

運搬船：

26. 運搬船の船長は、寄港国の当局に対し、運搬船に転載予定の SBT の数量について、転載開始の 24 時間前より以前に情報提供しなければならない。

27. 運搬船の船長は、転載終了から 24 時間以内に CCSBT 転載申告書を作成し、寄港国の当局、LSTLV の旗国であるメンバー/CNM、及び CCSBT 事務局に送付しなければならない。当該転載申告書の写しは、運搬船上に保持されなければならない。

28. 運搬船の船長は、SBT を含む転載物の受けとり後に転載港を離れた後、その転載された SBT の陸揚げの少なくとも 48 時間前までに、パラグラフ 27 にいう CCSBT 転載報告書の写しを作成し、陸揚げが行われる予定の陸揚げ国又は漁業主体の所管当局に送付しなければならない。

寄港国及び陸揚げ国の協力

29. 上述のパラグラフにいう寄港国及び陸揚げ国は、受領した情報の正確性を確認するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。また、報告された漁獲量、転載量及び陸揚げ量が報告された各船舶の漁獲量と一致することを確保するため、LSTLV の旗国であるメンバー又は CNM の作業に協力しなければならない。この確認作業は、船舶に対する干渉及び不自由を最小化するとともに、魚の品質低下を避けるように行われなければならない。

¹ SBT が運搬船に移される前に一時的に固定冷凍庫に移送される場合、LSTLV は、SBT が固定冷凍施設に移送された日から 15 日以内に、転載申告書を作成し、その旗国又は漁業主体に対して、また可能な場合は沿岸国又は漁業主体に対して、これを送付しなければならない。このような場合は、運搬船の代理人は、運搬船の船長に代わって転載申告書に署名しなければならない。

セクション 5. 一般条項 (全ての転載)

30. 漁獲証明制度 (CDS) に関する CCSBT の保存管理措置の有効性を次により確保する。

a) CDS により求められる必要な CCSBT CDS 文書の確認に際し、LSTLVs の旗国であるメンバー及び CNM は、転載が各 LSTLV の報告した漁獲数量と一致することを確保しなければならない。

b) LSTLVs の旗国であるメンバー及び CNM は、本決議に則り転載が行われたことを確認した後、転載された魚について CDS により求められる必要な CCSBT CDS 文書を確認しなければならない。洋上転載の場合、この確認は、CCSBT 地域オブザーバー計画を通じて得られた情報に基づくものでなければならない。

c) メンバー及び CNM は、LSTLVs の漁獲した SBT がメンバー又は CNM の領域内に輸入される際には、CCSBT 許可船舶リストにある漁船に対して確認された必要な CCSBT CDS 文書及び CCSBT 転載申告書の写しの添付を求めなければならない。

31. メンバー及び CNM は、年次会合の 4 週間前に、各々の年次報告に以下を含めなければならない。

a) 前漁期の SBT の洋上及び港内における転載数量及び割合

b) 前漁期に洋上及び港内転載を行った CCSBT 許可船舶リストに登録されている LSTLVs のリスト

c) 前漁期に LSTLVs から洋上転載物を受けとった運搬船に配乗されたオブザーバーの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書

これらの報告書は、拡大委員会及び関連補助機関のレビュー及び検討のために利用可能でなければならない。

32. 甲板における加工の有無を問わず、転載され、メンバー及び CNM により水揚げ又は輸入されるすべての SBT は、最初の販売がなされるまで、CCSBT 転載申告書をともなわなければならない。

33. 毎年、事務局長は、本決議の遵守をレビューする遵守委員会会合に対し、本決議の実施に関する報告書を提出しなければならない。

34. この決議は、メンバー及びCNMが、各々の国内法及び国際法に従い、その主権下にある地域に所在する港における権力を行使するための権利を何ら侵害するものではない。

35. これらの条項は、2015年1月1日から効力を有しなければならない。

36. CCSBT15 (2008) で採択された転載決議は、本決議によって破棄される。

37. 同一の措置の重複を避けるため、CCSBT 運搬船記録にある船に乗船している ICCAT、IOTC 又は WCPFC のオブザーバーは、本決議で策定された基準に合致していること、及び CCSBT 事務局が通知を受けていることを条件に、CCSBT 転載計画に参加していると見なしうる。CCSBT 事務局は、ICCAT、IOTC 及び WCPFC に提出された SBT の情報に関し連絡を保たなければならない。また、CCSBT 事務局は、転載及びオブザーバー基準について、他の地域漁業管理機関の事務局と情報交換を行わなければならない。

付属書 I - CCSBT 転載申告書

運搬船	漁船
船名及びコールサイン： 国籍： 船籍が置かれる国／漁業主体許可番号： 登録番号（該当する場合）： CCSBT 登録番号（該当する場合）：	船名及びコールサイン： 国籍： 船籍が置かれる国／漁業主体許可番号： 登録番号（該当する場合）： CCSBT 登録番号（該当する場合）：

出港	日	月	時	年	<input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid red;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid red;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid red;" type="text"/>	代理店名：	LSTLV 船長の氏名：	運搬船船長の氏名：
帰港	<input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid red;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid red;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid red;" type="text"/>	自 (港名):		_____		署名：	署名：	署名：
転載	<input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid red;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid red;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid red;" type="text"/>	至 (港名):		_____		署名：	署名：	署名：

重量はキログラム又は単位(例 箱、カゴ)を使用しこの単位のキログラムで水揚重量を表示する： |_____| キログラム

転載場所

種	港内		洋上	製品のタイプ										
				RD ¹	GGO ¹ (kg)	GGT ¹ (kg)	DRO ¹ (kg)	DRT ¹ (kg)	Filleted ¹	Other ¹ (kg)				

転載が洋上でなされた場合、CCSBT オブザーバーの指名及び署名：

¹ 製品タイプは、丸 (RD)、えらはら抜き-尾付き (GGO)、えらはら抜き (尾なし (GGT)、ドレス-尾付き (DRO)、ドレス-尾なし (DRT)、フィレ (FL)、又はその他 (OT) として記載されなければならない。ICCAT、IOTC 又は WCPFC 転載申告書 (TD) を記入する場合は、CCSBT における上記の SBT 製品タイプに最も近い適切な製品タイプにより SBT 重量 (Kg) を記録する。

付属書 II-CCSBT 地域オブザーバー計画

1. 各メンバー及び CNM は、洋上において転載物を受けとることを認められている CCSBT 運搬船記録に含まれ、洋上転載を行う運搬船に対し、洋上における各々の転載活動の間、CCSBT オブザーバーの配乗を要求しなければならない。
2. 運搬船が SBT の転載を行う予定の航海に出航する概ね 15 日から 2 ヶ月前までの間に、旗国又は漁業主体は、CCSBT 事務局に対し、CCSBT オブザーバー配乗要請を作成し、送付しなければならない。
3. 事務局長は、オブザーバーを指名し、CCSBT 地域オブザーバー計画を実行するメンバー及び協力的非加盟国に置籍する LSTLVs から洋上において転載物を受けとることを認められた運搬船にオブザーバーを配置しなければならない。

オブザーバーの指名

4. 指名されるオブザーバーは、その任務を達成するため、次の適性を有しなければならない。
 - a) 魚種及び漁具を識別するに十分な経験
 - b) CCSBT 保存管理措置に関する十分な知識
 - c) 正確に情報を観察及び記録する能力
 - d) 観察する船の旗国の言語に関する十分な知識

オブザーバーの義務

5. オブザーバーは、次を満たさなければならない。
 - a) CCSBT が定めるガイドライン又はパラグラフ 4 (a) から (c) について訓練を受けたオブザーバーであることを条件に、IOTC 又は ICCAT の設定したガイドラインが求める技術訓練を修了すること
 - b) 可能であれば、運搬船の船籍が置かれる国又は漁業主体の国民でないこと
 - c) 下記の 6. に定められた業務を実行する能力があること
 - d) 委員会事務局が維持するオブザーバーリストに含まれること
 - e) LSTLV の乗組員ではない又は LSTLV 会社の雇用者ではないこと

6. オブザーバーの任務は、特に次を行わなければならない。

- a) 転載の前及びその間、運搬船に転載しようとする漁船において、次を行う。
 - i) SBT を漁獲するための漁船としての許可又は許可証の正当性の点検
 - ii) 船上の漁獲物の総量及び運搬船に移される量の点検と観察
 - iii) VMS の動作の確認及び航海日誌の検査
 - iv) 船上の漁獲物が他の船舶から移されたものであるのか否かの確認及びそのような移動に関する文書の点検
 - v) 漁船が関与する違反の兆候が見られる場合、運搬船船長に対し、かかる違反を直ちに報告する
 - vi) 漁船における業務の結果をオブザーバー報告書として報告する

- b) 委員会が採択した関連する保存管理措置に対する運搬船の遵守状況を監視する。オブザーバーは、特に次を行わなければならない。
 - i. 行われる転載活動についての記録と報告
 - ii. 転載に従事した時の船舶の位置の確認
 - iii. 転載された製品の観察及び推定
 - iv. 関係 LSTLV の船名及びその CCSBT 許可船舶リスト番号の確認及び記録
 - v. 転載申告書のデータの確認
 - vi. 転載申告書のデータの証明
 - vii. 転載申告書への副署
- c) 運搬船の転載活動の日別報告を作成し、これらの日別報告の概要を 5 日ごとに事務局に対して送付する
- d) このパラグラフに従い収集された情報をまとめた全般的な報告書の作成、及び船長に対し、関連する情報を追記する機会を提供する
- e) 観察期間の最終日から 20 日以内に、前項の全般的な報告書を事務局に提出する
- f) 委員会が定めるその他職務の遂行

7. オブザーバーは、LSTLVs 及び船主の漁業活動に関するすべての情報を機密事項として取り扱い、オブザーバーとして指名される条件として、当該要件を書面にすることに応じなければならない。

8. オブザーバーは、割り当てられた船舶を管轄する船籍が置かれる旗国又は漁業主体の法と規則において定められた要件に従わなければならない。

9. オブザーバーは、すべての船舶職員に適用される行動に関する序列及び一般規則が、本計画のオブザーバーの業務を阻害するものでないことを条件に、本計画のパラグラフ 10 に定められた船舶乗組員の義務とともに、かかる序列及び一般規則に対し敬意を払わなければならない。

運搬船の船籍が置かれる国又は漁業主体の義務

10. 運搬船とその船長が籍を置く旗国又は漁業主体のオブザーバーに関する責任は、特に次を含むものでなければならない。

- a) オブザーバーは、船舶職員、装置及び機器へのアクセスが許されなければならない。
- b) また、オブザーバーは、パラグラフ 6 に定められたその業務を遂行することを円滑化するため、要請を行った後、配置された船舶に備え付けられている場合、以下の機器へのアクセスが許されなければならない。
 - i) 衛星航行機器
 - ii) 使用されている場合、レーダー表示スクリーン
 - iii) 通信のための電子手段
- c) オブザーバーは、その他士官と同等に、部屋、食事及び適当な衛生設備を含む、宿泊設備提供を受けなければならない。
- d) オブザーバーは、事務作業のため船橋又は水先案内人室において適当な場所の提供を受け、同様にオブザーバー業務を遂行するため甲板上にも場所を提供されなければならない。
- e) 船籍が置かれる旗国又は漁業主体は、船長、船員及び船主が、オブザーバーの業務遂行において、妨害、脅迫、干渉、影響を与えること、贈賄又はその試みを行わないことを確保しなければならない。

11. 事務局長は、転載を受けた運搬船の旗国又は漁業主体及び LSTLV の旗国であるメンバー又は CNM に対し、全ての該当する機密保持要件に一致する方法で、遵守委員会会合の 4 ヶ月前までに、全ての利用可能な未処理データ、概要及び航海に関する報告を提供することが求められる。

転載の間における LSTLV の義務

12. オブザーバーは、天候及び海況をふまえ、オブザーバーの安全が十分に確保されうる場合、漁船への訪問が認められなければならない。パラグラフ 6 に定められる業務を実行するために必要とされる船舶の職員及び場所へのアクセスが許されなければならない。

13. 事務局長は、遵守委員会及び科学委員会にオブザーバー報告書を提出しなければならない。

オブザーバーにかかる費用

14. 本計画の実施にともなう費用は、転載活動への従事を望む LSTLVs の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国によって拠出されなければならない。料金は、計画の総費用をもとに算出され、CCSBT 事務局の特別口座に支払われ、事務局長が計画実施のため口座を管理しなければならない。

15. パラグラフ 14 に求められた費用の支払いなしに、LSTLV は洋上転載計画に参加することはできない。

みなみまぐろ (SBT) に関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が
推測される船舶のリストの設立に関する決議
(第 24 回委員会年次会合 (2017 年 10 月 12 日) において改正)

みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT) に付属する拡大委員会は、

FAO 理事会が 2001 年 6 月 23 日に違法、無報告、無規制漁業の防止、抑止、根絶のための国際行動計画 (IPOA-IUU) を採択し、この計画が、違法、無報告、無規制 (IUU) 活動に関与した船舶の特定について、合意された手続きに従い、及び公正、透明かつ差別的でない方法が適用される必要があると規定していることを想起し、

拡大委員会が、2011 年 10 月の第 8 回年次会合において CCSBT 遵守計画を採択したことを想起し、

みなみまぐろ (SBT) の IUU 漁業活動が、CCSBT の保存管理措置の有効性を低下させている事実を懸念し、

関連する CCSBT の措置の下で旗国又は主体に適用されたその他の措置を侵害することなく、漁船に関する対策を適用することにより IUU 漁業の増加という課題に対処することを決意し、

この課題に対応するため、他の全てのまぐろ類漁業管理機関において行動が開始されていることを考慮し、

IUU 漁業活動を行っている漁船の問題に優先的に取り組む必要があることを認識し、

IUU 漁業を防止し、抑止し、根絶するための努力が、世界貿易機関 (WTO) 協定において設立された権利義務を含め、全ての関連する国際漁業条約を踏まえ、及びその他関連する国際法に基づき対処されなければならないことに留意し、

条約の目的の実現に悪影響を与え得る、CCSBT に加盟していないあらゆる国又は主体の国民、居住者又は漁船によるみなみまぐろ漁業活動の抑止のため、メンバーが国際法及びそれぞれの国内法に合致する適切な手段をとることについて協力するよう求めている条約第 15 条第 4 項を想起し、

みなみまぐろの保存のための条約第 8 条パラグラフ 3(b)に従い、以下のとおり合意する。

SBT IUU 漁業活動の定義及び CCSBT IUU 船舶リスト

1. 拡大委員会は、毎年、年次会合において、条約及び実施されている CCSBT の措置の有効性を弱体化させる方法で SBT の漁業活動を行った船舶を特定することとされている。拡大委員会は、この決議（又はその後の改正）により設定された手続き及び基準に従い、そのような船舶のリスト（CCSBT の IUU 船舶リスト）を作成し、必要に応じて後年これを改正するものとする。
2. 毎年、プロセスの一環として、最初に、パラグラフ 4 に従ってメンバー/協力的非加盟国（CNM）から受領した情報、及び委員会手続規則の規則 6 (5) に基づく拡大委員会による同意がある場合には事務局長が利用できるその他全ての適切に文書化された情報に基づき、事務局長により IUU 船舶リスト案が作成されるものとする。その後、遵守委員会（CC）は、当初の IUU 船舶リスト案及び当該リスト案に掲載された船舶に関して提供された全ての情報に基づき、暫定 IUU 船舶リスト案を採択するものとする。また、CC は、現行の CCSBT の IUU 船舶リスト案について検討するとともに、適切な場合には当該リストから船舶を削除するよう勧告できるものとする。最終的に、拡大委員会は、暫定 IUU 船舶リスト及び現行の CCSBT IUU 船舶リストを修正するための CC による全ての勧告の両方を考慮した上で、最終的な CCSBT IUU 船舶リストを採択するものとする。CCSBT IUU 船舶リストの定義は付属書 I のとおりである。
3. この決議の目的のため、特にメンバー又は CNM が以下のような船舶にかかる適切に文書化された証拠を提示した場合、当該船舶は SBT の IUU 漁業活動に関与したものと推測される。
 - a. SBT を漁獲したが、メンバー又は CNM により SBT を漁獲することを許可されていない、又は；
 - b. SBT の漁獲又は CCSBT 報告要件に基づく漁獲関連データを記録及び/又は報告していなかった、又は虚偽の報告を行った、又は；
 - c. CCSBT 保存管理措置を弱体化させるような、禁止された又は非遵守漁具を使用した、又は；
 - d. CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている補給船又は給油船への転載又は共同操業に参加した、又は；
 - e. 沿岸国又は主体の管轄水域で許可なく及び/又は SBT 漁業に直接的に関連する法律及び規制の重大な違反を犯し、そうした船舶に対する措置を執るための沿岸国又は主体の主権を侵害するこ

となく SBT を漁獲した、又は；

- f. 転載、補給又は給油、その他全ての CCSBT の保存管理措置に反する SBT 漁業活動に従事した。

いわゆる SBT の IUU 漁業活動に関する情報

4. メンバー及び CNM は、当年及び/又は前年に SBT の IUU 漁業活動に関与したと推測される船舶のリストを、SBT の IUU 漁業活動の推測に関する適切に文書化された補助的な証拠を添付して、毎年、CC の年次会合の少なくとも 14 週間前までに事務局長に通知するものとする。その際、SBT 違法活動に関する CCSBT 報告様式（付属書Ⅱ）を用いるものとする。
5. 本リスト及び証拠は、特に、メンバー及び CNM により、以下に限らず全ての関連する情報源から収集された情報に基づくものとする。
 - a) 時々採択及び改正された CCSBT の関連決議；
 - b) 船舶検査に関するメンバー及び CNM による報告；
 - c) 実施中の CCSBT 保存管理措置に関するメンバー及び CNM による報告；
 - d) 国連食糧農業機関（FAO）データ、統計及び CDS 文書、及びその他国内又は国際的に検証可能な統計といった関連する貿易統計に基づいて得られた漁獲及び貿易情報；及び
 - e) 寄港国又は主体から及び/又は漁場において得られたその他全ての情報であって適切に文書化された情報。
6. 事務局長に対する SBT の IUU と推測される船舶のリストの通知の前もしくは同時に、メンバー又は CNM は、関連する旗国又は主体に対して、直接あるいは事務局長を通じて通知（付属書Ⅱの様式を使用）するとともに、関連する適切に文書化された情報の写しを当該旗国又は主体に提供するものとする。船舶が IUU 船舶リスト案に掲載され、かつそれがメンバー又は CNM により提案されたものでない場合、事務局長は、可能な限り速やかに、関連する旗国又は主体に対して、このリストへの船舶の掲載について通知（付属書Ⅱの様式を使用）するとともに、関連する適切に文書化された情報の写しを当該旗国又は主体に提供するものとする。

CCSBT の IUU 船舶リスト案

7. 事務局長は、パラグラフ 4 に従って受領した情報及び入手可能なその他全ての適切に文書化された情報に基づき、IUU 船舶リスト案を作成

するものとする。このリストは、**付属書Ⅲ**に準拠して作成されるものとする。事務局長は、このリストを、休会期間中の全ての改正を含む現行の IUU 船舶リスト及び提供された全ての補助的な証拠とともに、全てのメンバー及び CNM、またこれらのリストに船舶が含まれている非協力的非加盟国 (NCNM) に対して、少なくとも CC 年次会合の 10 週間前までに通知するものとする。

8. 事務局長は、船舶の所有者に対し、IUU 船舶リスト案への掲載及び拡大委員会により採択された CCSBT の IUU 船舶リストへの掲載の確定から生じる結果について通知するよう、旗国又は主体に要請するものとする。
9. メンバー及び CNM は、IUU 船舶リスト案を受領次第、IUU 船舶リスト案に掲載された船舶について、それらの活動及び船名、船籍及び/又は登録所有者変更の可能性を究明するため、厳密に監視するものとする。
10. IUU 船舶リスト案及び/又は現行の IUU 船舶リストに船舶が掲載されているメンバー、CNM 及び NCNM は、事務局長に対し、CC 年次会合の少なくとも 6 週間前までに、パラグラフ 22 の記載に沿って適切に文書化された情報 (リスト掲載された船舶が CCSBT 保存管理措置を弱体化させる方法で SBT を漁獲しなかったことを示すもの) を含め、何らかのコメントを通知するものとする。
11. パラグラフ 7 及び 10 に準拠して受領した情報に基づき、事務局長は、全てのメンバー及び CNM に対し、IUU 船舶リスト案及び現行の CCSBT の IUU 船舶リストを、パラグラフ 10 に準拠して提出された全ての適切に文書化された情報とともに、CC 会合文書として CC 会合の 4 週間前までに回章するものとする。
12. 全てのメンバー、CNM 及び関連する全ての NCNM は、事務局長に対し、CCSBT の IUU 船舶リストの設立に関連する可能性があるあらゆる追加情報をいつでも提出することができる。事務局長は、CC 年次会合の直前に、提供された全ての証拠とともに当該情報を回章するものとする。

CCSBT の暫定 IUU 船舶リスト

13. CC は、毎年、IUU 船舶リスト案及び現行の IUU 船舶リスト及びパラグラフ 7、11 及び 12 で言及された情報について検討するものとする。
14. CC は、旗国又は主体が以下について証明した場合、IUU 船舶リストから船舶を削除するものとする：
 - a) 当該船舶が、パラグラフ 3 に記載されたいかなる SBT の IUU 漁業活動にも参加していなかった、又は

- b) 問題になっている SBT の IUU 漁業活動に対する効果的な行動（特に、起訴及び/又は適切な重度の制裁金の賦課など）がとられた。メンバー及び CNM は、それぞれの船籍を有する船舶による CCSBT 保存管理措置の遵守を促進するための全ての行動及び措置を報告しなければならない。

15. この検討を踏まえ、CC は以下を行うものとする：

- a) IUU 船舶リスト案及びパラグラフ 7、11 及び 12 に従って回章された証拠に関する検討を踏まえ、**付属書Ⅲ**に準拠し、暫定 IUU 船舶リストを採択する。暫定 IUU 船舶リストは、拡大委員会による承認を得るため、拡大委員会に対して提出されるものとする。
- b) 現行の IUU 船舶リスト及びパラグラフ 10 及び 12 に従って回章された情報及び証拠の検討を踏まえ、CCSBT の現行 IUU 船舶リストから削除されるべき船舶がある場合には、これを拡大委員会に勧告する。

CCSBT IUU 船舶リスト

16. 拡大委員会は、その年次会合において、暫定 IUU 船舶リストに掲載された船舶に関する適切に文書化された全ての新たな情報、及び上記パラグラフ 15 に従って行われた CCSBT の現行 IUU 船舶リストの改正にかかる全ての勧告を考慮し、暫定 IUU 船舶リストをレビューするものとする。その後、拡大委員会は、CCSBT の新たな IUU 船舶リストを採択するものとする。

17. CCSBT の新たな IUU 船舶リストの採択に関して、CCSBT の IUU 船舶リストに船舶が掲載されているメンバー、CNM 及び NCNM は、以下を要請される。

- a) CCSBT の IUU 船舶リストへの船舶の掲載、及びパラグラフ 18 で言及されているように、CCSBT の IUU 船舶リストへの掲載から生じる結果を所有者に通知すること。
- b) これらの IUU 漁業活動を根絶するため、必要であればこれらの船舶の登録又は漁業許可の取消しも含め、全ての必要な措置をとること。また、この点においてとった措置を拡大委員会に対して情報提供すること。

18. メンバー及び CNM は、適当な法律及び規制、国際法及び各メンバー/CNM が国際的に負っている義務に基づき、全ての必要かつ差別的でない以下の措置をとるものとする。

- a) 当該船舶にかかる一切の SBT 漁業許可の解除又は取消し、又は旗

国の国内法及び規制に基づく代替的な制裁を賦課すること。

- b) 旗を掲げた漁船が、CCSBTのIUU船舶リストに掲載されている船舶との漁獲加工のオペレーションへの関与またはあらゆる洋上転載への参加及び共同操業など、いかなる支援も行わないよう確保すること。
 - c) CCSBTのIUU船舶リストに掲載されている船舶が、水揚げ、転載、給油、補給又は港でのいかなる取引も許可されないよう確保すること。ただし、不可抗力である場合を除く。
 - d) CCSBTのIUU船舶リストに掲載されている外国船籍の船舶が、検査及び/又は効果的な取締り活動に目的を限定して入港が許可された船舶を除き、入港することのないよう確保すること。ただし、不可抗力である場合を除く。
 - e) CCSBTのIUU船舶リストに掲載されている船舶が、その許可に基づき用船されることのないよう確保すること。
 - f) CCSBTのIUU船舶リストに掲載されている外国船籍の船舶が、その国旗を掲揚しないよう確保すること。ただし、当該船舶の所有者が替わり、新所有者が、旧所有者又は漁労長と法的、利益上又は金銭的に関わりがない、又は支配下でないことを証明する十分な証拠を提出した場合、又は旗国もしくはCNMが、関連する全ての事実を考慮して、当該船舶が旗を掲揚することがIUU漁業にはつながらないと判断した場合を除く。
 - g) CCSBTのIUU船舶リストに掲載されている船舶からのSBTが、水揚げされ、畜養され、転載され及び/又は国際的及び/又は国内的に取引されることのないよう確保すること。
 - h) CCSBTのIUU船舶リストに掲載されている船舶からのSBTにかかる虚偽のCDS文書及び/又は虚偽の輸入/輸出証明を調査し、管理し、防止することを目的として、全ての適切な情報を収集し、他のメンバー及びCNMと交換すること。
19. 事務局長は、全ての適切な機密性要件に適合させつつ、CCSBTウェブサイトへの掲載といった電子的な手段を通じて、CCSBTにより採択されたCCSBTのIUU船舶リストを周知徹底するために必要なあらゆる措置をとるものとする。また、事務局長は、適当な地域漁業管理機関に対し、IUU漁業を防止、抑止、根絶するためのCCSBTとこれらの機関との協力の促進を目的として、CCSBTのIUU船舶リストを通知するものとする。

相互掲載

20. 拡大委員会は、拡大委員会による合意に従い、状況に応じて、他の全てのまぐろ類地域漁業管理機関及び関連する機関の IUU 船舶リストとの相互掲載を検討することができる。

貿易措置/制裁

21. メンバー及び CNM は、旗国又は主体及び沿岸国又は主体の適当な WTO 上の義務を含む国際法に合致した適切な措置をとる権利を侵害することなく、パラグラフ 7 及び 15 に基づき一時的に IUU 船舶リスト案及び暫定 IUU 船舶リスト案に掲載された船舶、又はパラグラフ 14 又は 16 又は 22-26 に基づき IUU 船舶リスト案、暫定 IUU 船舶リスト案又は現行の IUU 船舶リストから既に削除された船舶に対し、そうした船舶が SBT の IUU 漁業活動に関与していたことを理由に、一方的な貿易措置又はその他の制裁措置をとってはならない。

CCSBT の IUU 船舶リストからの削除

22. CCSBT の IUU 船舶リストに船舶が掲載されているメンバー、CNM 又は NCNM は、遵守委員会を通じて、又は休会期間中のいつ何時でも以下を証明する適切に文書化された情報を事務局長に提出することにより、リストからの船舶の削除を要請することができる。
 - a) 当該船舶に全ての CCSBT 保存管理措置を遵守させる措置が導入されている。
 - b) 当該船舶、特に当該船舶による SBT 漁業活動のモニタリング及び管理に関する責任を有効に果たし続ける責務を負う。
 - c) 以下のうち 1 つ以上。
 - i) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶により行われた SBT の IUU 漁業活動に対する効果的な措置（起訴又は適切な重度の制裁金の賦課等）がとられている。
 - ii) 当該船舶の所有者が変更され、新所有者が、旧所有者と法的、金銭的に又は当該船舶の所有権又はこれの管理権の行使について何ら関係がないこと、及び新所有者が SBT の IUU 漁業活動に関与していないことを証明できる。
 - iii) SBT の IUU 漁業活動を行った船舶に関する件について、最初に当該船舶のリスト掲載を提起したメンバー/CNM 及び関連する旗国又は主体が納得して解決される。

23. パラグラフ 22 に従って受領した情報に基づき、CCSBT の事務局長は、削除要請の通知から 15 日以内に、各メンバーに対して、全ての補助的な情報とともに当該削除要請を電子的に通知するものとする。
24. 拡大委員会の各メンバーは、船舶を削除するための要請を調査するとともに、パラグラフ 23 に記載された事務局長の通知から 21 日以内に、事務局長に対して、当該船舶を CCSBTIUU 船舶リストから削除するか又は掲載したままにするかに関する結論を文書で通知するものとする。
船舶の削除要請にかかる休会期間中の全ての決定は、みなみまぐろ保存委員会手続き規則の規則 6(5)に従って決定されるものとし、返答がない場合は要請を支持したものと見なされる。
25. 事務局長は、全てのメンバー及び CNM 及び CCSBT の IUU 船舶リストから船舶の削除を要請した全ての NCNM に対し、決定の結果を連絡するものとする。
26. メンバーが CCSBT の IUU 船舶リストからの船舶の削除に合意する場合、事務局長は、CCSBT のウェブサイト上で公開されている CCSBT の IUU 船舶リストから関連する船舶を削除するために必要な措置をとるものとする。さらに、事務局長は、適当な地域漁業管理機関に対し、当該船舶の削除の決定を通知するものとする。
27. メンバーが CCSBT の IUU 船舶リストからの削除要請に合意しない場合、当該船舶は、遵守委員会におけるさらなる検討に付されるものとし、事務局長は、メンバー、CNM 及び削除要請を行った全ての NCNM に対してその旨情報提供するものとする。

付属書 I : CCSBT の IUU 船舶リストの定義

全ての CCSBT の IUU 船舶リストの様式は、**付属書 III** に従わなければならない。

CCSBT の IUU 船舶リスト案

このリストは、パラグラフ 7 に従い、また、メンバー及び CNM から、SBT 違法活動に関する CCSBT 報告様式 (**付属書 II**) により提出された情報及び当年及び/又は前年中に SBT の IUU 漁業活動に関与したと推測される船舶に関するその他全ての適切に文書化された情報に基づき、事務局長により作成される。その後、このリストは、遵守委員会により毎年精査される。

CCSBT の暫定 IUU 船舶リスト

このリストは、IUU 船舶リスト案から作成される。

このリストは、遵守委員会が IUU 船舶リスト案の検討を完了し、関連する証拠が回章され、及びリスト案に対する全ての適切な改正が行われた時に作成される。

現行の CCSBT の IUU 船舶リスト

このリストは、合意された暫定 IUU 船舶リストと、現行の CCSBT の IUU 船舶リストを組み合わせた検討により作成される。

拡大委員会は、その年次会合において、暫定リストに掲載されている船舶に関する全ての新たな適切に文書化された情報、及び CC により作成された現行の CCSBT の IUU 船舶リストにかかる全ての修正勧告を考慮し、暫定 IUU 船舶リストをレビューする。このプロセスは、拡大委員会により合意及び採択された CCSBT の IUU 船舶リストを、現行の CCSBT の IUU 船舶リストとするためのものである。

現行の CCSBT の IUU 船舶リストは、パラグラフ 20 に基づく他の RFMO との相互掲載による追加及び/又は削除、又はパラグラフ 22 から 27 に基づくメンバー/CNM/NCNM からの要請を通じて、休会期間中に改正され得る。

付属書Ⅱ：SBT 違法活動に関する CCSBT 報告様式

1.船舶の詳細

- a 現在の船名（もしあれば、旧船名）
- b 現在の旗（もしあれば、旧旗）
- c 最初に CCSBT の IUU 船舶リストに掲載された日付（該当する場合）
- d ロイド、IMO 及び UVI 番号（可能な場合）
- e 写真（もしあれば）
- f コールサイン（もしあれば、旧コールサイン）
- g 所有者/受益権所有者（もしあれば、旧所有者）、及び所有者の登録地（もしあれば）
- h 操業者（もしあれば、旧操業者）
- i 船長/漁労長の氏名及び国籍
- j SBT の IUU 漁業活動が疑われる日付
- k SBT の IUU 漁業活動が疑われる位置（可能な限り正確に特定）¹（可能な場合）
- l SBT の IUU 活動の疑いの概要（詳細はセクション 2 を参照）
- m SBT の IUU 漁業活動に関して実施されたと考えられる全ての措置の概要
- n 実施された措置の結果

¹緯度/経度、地理的な位置の名称及び/又は CCSBT 統計海区番号等が考えられる。

2. CCSBT 決議事項違反の詳細

決議のパラグラフ 3 の各事項について、これに違反した場合は「X」を記入し、日付、位置及び情報源といった詳細情報を提供する。追加情報は、必要に応じて別紙として提供できる。また、セクション 3 の下に列記できる。

参照 パラ	SBT の IUU 漁業活動	記載
3a	SBT を漁獲したが、メンバー又は CNM により SBT を漁獲することを許可されていない	
3b	SBT の漁獲又は CCSBT 報告要件に基づく漁獲関連データを記録及び/又は報告していなかった、又は虚偽の報告を行った	
3c	CCSBT 保存管理措置を弱体化させるような、禁止された又は非遵守漁具を使用した	
3d	CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている補給船又は給油船への転載又は共同操業に参加した、又は	
3e	沿岸国又は主体の管轄水域で許可なく及び/又は SBT 漁業に直接的に関連する法律及び規制の重大な違反を犯し、そうした船舶に対する措置を執るための沿岸国又は主体の主権を侵害することなく SBT を漁獲した	
3f	転載、補給又は給油、その他全ての CCSBT の保存管理措置に反する SBT 漁業活動に従事した	

3. 関連文書

関連する添付書類（乗船報告書、裁判記録及び写真等）をここに列記すること。

付属書Ⅲ：全ての CCSBT の IUU 船舶リスト（案、暫定及び現行）に含まれるべき情報

案、暫定及び現行の CCSBT の IUU 船舶リストは、可能であれば、以下の詳細を含むものとする。

- i) 船舶の名称及びもしあれば旧名称
- ii) 船舶の旗及びもしあれば旧旗
- iii) 船舶の所有者及びもしあれば旧所有者（受益権所有者を含む）、及び所有者の登録地（もしあれば）
- iv) 船舶の操業者及びもしあれば旧操業者
- v) 船舶のコールサイン及びもしあれば旧コールサイン
- vi) 可能な場合、ロイド/IMO 及び UVI 番号
- vii) 可能な場合、船舶の写真
- viii) 当該船舶が最初に CCSBT の IUU 船舶リストに掲載された日付
- ix) 当該船舶のリスト掲載を正当化する活動の概要及び全ての関連する補助文書及び証拠
- x) もしあれば、当該船舶のすべての関連する現認の日付及び位置
- xi) 当該船舶により行われた CCSBT 保存管理措置に違反する全ての関連活動の概要（もしあれば）

別添 1. 3年間の行動計画（2018 - 2020 年）

この計画は、2018－2020年の3年間における各ゴール及び戦略に基づく行動を定めるものである。

2010年10月の拡大委員会（EC）は、遵守委員会は同委員会がリスク評価に基づいて特定する具体的な遵守に関するリスクの管理を特に重視すべきことに合意した。

CC 11は、過去に特定された遵守リスクのレビューを行い、2018 - 20 年の遵守行動計画（CAP）を策定する際に考慮されるべき改定遵守リスクリストを以下のとおり策定した。掲げられたリスクの順序に特別な意味はない。

- 1) CDSの非遵守又は不完全な実施
- 2) CCSBTの合意された保存管理措置にかかるメンバーの不完全な実施
- 3) SBT死亡量の不完全な報告及び国別配分量に対するSBT死亡量（遊漁、沿岸零細漁業、投棄、蓄養セクターの漁獲量、蓄養以外の商業セクターの漁獲量）の不完全な計上
- 4) 転載（港内及び洋上の両方）に伴うリスク（製品の追跡の困難性、製品の無許可持込みの防止、及び洋上において製品が転載される際の違反を確認する（SBTの種同定を含む）転載オブザーバーにかかる制約を含む）
- 5) 別魚種（SBT以外の魚種）として水揚げされるSBT
- 6) 非協力的非加盟国（NCNM）によるSBTの漁獲
- 7) CCSBTのCDS文書の提出に協力しないSBT市場の拡大
- 8) SBT以外の種（海鳥を含む）の混獲にかかる不完全又は不正確な報告

表 1 では、プロジェクト行動事項を列記している。次ページ以降の表 1 中の影付きセルは、行動の実施が予定されている年を表す。

表 2 では、継続的な維持管理行動事項を列記している。

表 1 : CAPプロジェクト行動事項

ゴール8 - 監視、管理及び取締り 統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する						
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020
8.2 MCS 戦略を 策定し実行する	1	メンバー及び遵守委員会による遵守/MCS の計画及び優先順位付けと一貫性のある協調的な手法を促進するため、最も遵守リスクの高い分野を特定する。	メンバー	継続		
	2	遵守計画のレビューを行う。	メンバー/ 事務局			
8.3 遵守を強化 する (MCS 制度 及び業務)	3a	CDS 決議に関して、 a) CDS 決議改正案 (2016 年) における未解決の課題について、2018 年の休会期間中に引き続き対応していくことが合意された。これらの課題が解決されなかった場合は、2016 年の決議改正案を否決するかどうかについて検討するとともに、合意済みの修正部分 (及び/又は追加的な提案) を特定し、これを新たな CDS 決議改正案に取り入れるかどうかについて決定する。	メンバー			
	3b	b) 既存の制度のレビューを行いつつ、CDS 決議に関する将来的な作業の優先順位、特に CCSBT として将来的な eCDS の導入費用の削減をどのように計画するのか、及び導入開始の時期について決定し、これを文書化する。	メンバー			

表 1 : CAP プロジェクト行動事項 (続き)

ゴール 8 – 監視、管理及び取締り (続き)						
統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する						
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020
8.3 遵守を強化 する (MCS 制度 及び業務) (続き)	4a	VMS 情報に関して、 a) 既存の CCSBT 保存管理措置を強化するために必要となる CCSBT の VMS 取決めの強化にあたり、例えば操業データ (CDS 及び転載データを含む) に対して VMS データを突き合わせる能力など、情報のギャップがある分野を特定する。	メンバー/ 事務局			
	4b	b) 上記 a) により特定された情報のギャップに対応するためにメンバーの VMS データが利用可能となるよう適切な VMS 取決めを決定し、これを導入するとともに、CCSBT の VMS 決議のレビューを行い、適切にこれを改正する。	メンバー/ 事務局			
	5a	以下の CCSBT 決議について、適当な場合はこれのレビューを行い、改正する。 a) 港内検査の最低基準に関する決議	メンバー/ 事務局			
	5b	b) CCSBT の IUU 船舶リスト決議 (特に、拡大委員会による合意に従い、状況に応じて、他の全てのまぐろ類 RFMO/関連する機関との相互掲載の実施を促進するための相互掲載規定)	メンバー/ 事務局			
	6	海鳥混獲緩和措置の効果的なモニタリングのオプション (港内検査の実施時を含む (メンバー)、及び転載監視計画の一環として (事務局)) を検討する。	メンバー/ 事務局			

表 1 : CAP プロジェクト行動事項 (続き)

ゴール 8 - 監視、管理及び取締り (続き)						
統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する						
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020
8.5 遵守に関するデータの交換	7	CCSBT の MCS に関する情報収集及び共有政策 (遵守政策ガイドライン 4) に、IUU 漁業の特定に資する利用可能な情報/機密情報を適時的かつ安全な形で事務局及び/又はメンバーと共有することができる効果的なプロセスが含まれるよう確保するため、これをレビューする。	メンバー/ 事務局			
8.7 調査及び開発	8	メンバーから提供される、オブザーバー、証明者及び確認者が SBT (特に一次処理されたもの) を同定するのを支援するための新技術及びツール (特にまぐろ類の種同定のために現場で使用可能な遺伝子検査キットの有効性及び利用可能性に関する開発状況) に関する調査及び開発の状況を定期的に報告する。	メンバー			

表1：CAPプロジェクト行動事項（続き）

ゴール9 – メンバーの義務 全てのメンバーは、CCSBTの規則を遵守する						
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020
9.1 メンバーの 制度及びプロセスを 監査する	9a	各メンバーに対して定期的な品質保証レビュー（QARs）を実施するための総合プログラムの実施を継続する。また、リスク評価による助言に基づき、対象を絞った特別な QAR を実施する。 a) i) 全メンバーに対する最初の QAR ラウンドが完了するまで、各年に最低1カ国の QAR を実施する。 ii) 事務局に対し、将来的には既存の QAR プロセスと併せて活用するものであって、独立的に実施される可能性もある、遵守上重要な問題であるかどうかを判断するための CCSBT 遵守評価プロセス（及び関連する措置）について調査し、これを立案するよう要請する。	メンバー/ 事務局			
	9b	b) 全メンバーにおいて最初の現地 QAR ラウンドが完了した後、得られた情報の価値及びメンバーによってとられたあらゆる是正措置に関するレビューを行い、QAR プロセスを継続するかどうかについて決定する。	メンバー			
	9c	c) QAR を新たなラウンドにより継続する場合、 i) 以下を明示するため、QAR の付託事項を適切にレビューし改正する。 - 将来の QAR において評価されるべき CCSBT 措置 - 将来における QAR 総括情報のプレゼンテーションに関する簡潔なフォーマット ii) 対象を絞った ¹ 特別な QAR の実施が必要かどうかを決定する。	メンバー/ 事務局			
9.2 是正措置及 び改善	10	特定された非遵守事例（全世界の SBT の TAC に関するもの以外）及びこれに対してとられた是正措置の記録を公開するために是正措置政策をさらに改正すべきかどうかについて検討及び決定する等、是正措置政策の見直しを行う。	メンバー/ 事務局			

¹ 「対象を絞った」 QAR は、特定のメンバーの制度及びプロセスに関する懸念があり、当該メンバーが対象を絞った特別な QAR に参加するよう指名された場合に実施することができる。

表 1 : CAP プロジェクト行動事項 (続き)

ゴール10 - 途上国支援 途上国のメンバー及び協力的非加盟国は、委員会の管理措置及びその他の要件を遵守することができる。						
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020
10.1 遵守支援	11	発展途上国であるメンバーを支援するためのキャパシティ・ビルディングの必要性にかかるターゲット分析及び遵守「ミッション」	メンバー／ 事務局	要請に応じて		

表 2 : CAP 毎年の継続的な「維持管理」行動事項

ゴール 8 – 監視、管理及び取締り 統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
8.1 合意された MCS 措置を実 行する	12	採択された決議及び決定の実施を継続する。	メンバー/ 事務局
	13a	以下を管理・強化する。 a) 合意済みの保存管理措置のリスト	事務局
	13b	b) 策定済みの最低履行要件 (MPRs)、特に既存の決議が改正された場合における所定の報告措置、並びに新たに採択された決議 (例えば大型流し網漁業に関する決議) に関する新たな MPR の策定	事務局
	13c	c) メンバーが義務及び合意された MPRs に対する履行状況を報告するための関連する統一的な国別報告書テンプレート	事務局
	14	他の地域漁業管理機関 (RFMOs) 及び国際的なネットワーク (国際的な監視、管理及び取締りネットワーク等) との関係を維持及び強化する。	事務局
8.3 遵守を強化 する (MCS 制 度及び業務)	15	他の地域漁業管理機関 (RFMOs) 及び国際的なネットワーク (国際的な監視、管理及び取締りネットワーク等) との関係を維持及び強化する。	事務局

表 2 : CAP 毎年の継続的な「維持管理」行動事項 (続き)

ゴール 8 – 監視、管理及び取締り (続き)			
統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
8.4 SBT 市場の 拡大を監視する	16	SBT の新市場に関する定期的なモニタリング (SBT 貿易/市場データのレビュー及びトレンド分析を含む)	メンバー/ 事務局
8.5 遵守に関する データを共有する	17	漁獲量及び漁獲努力量データ、及び IUU 漁業の特定に資する利用可能なあらゆる情報/機密情報を共有する。	メンバー/必 要に応じて事 務局
8.6 事務局によ る MCS 業務	18	MCS データを分析し傾向を報告する (毎年)。また、提出されたデータに基づき、MCS 措置の有効性にかかる評価を報告する。 こうした分析には、SBT 以外の混獲情報の収集及び提出に関して確認されたあらゆる非遵守に関する年次総括を含むべきである。	メンバー/ 事務局
	19	WCPFC の ROP 転載オブザーバーの相互承認を含め、全ての転載オブザーバーが CCSBT の義務についての訓練を受けていることを確保する (SBT を含む転載である場合)。	Secretariat 事 務局

表 2 : CAP 毎年の継続的な「維持管理」行動事項 (続き)

ゴール9 – メンバーの義務 全てのメンバーは、CCSBT の規則を遵守する			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
9.2 是正措置及 び改善	20	CCSBT ウェブサイトの公開エリアにおいて、全世界の SBT の TAC に かかるメンバー/CNM の国別配分量に関する非遵守事例、及び関連す るメンバー/CNM によってとられた是正措置の詳細をアップデートす る。	事務局

ゴール10 – 途上国支援 途上国のメンバー及び協力的非加盟国は、委員会の管理措置及びその他の要件を遵守することができる。			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
10.1 遵守支援	21	MCS 制度に関するベスト・プラクティス及び情報の特定及び共有を継 続する。	メンバー/ 事務局

表 2 : CAP 毎年の継続的な「維持管理」行動事項 (続き)

ール11 - CCSBT への参加			
寄港国及び市場国が CCSBT の目的及び管理取決めに協力するよう要請する。			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
11.1 包括的な 協力	22	貿易及び市場分析により、並びにメンバーから提供される全ての情報（例えば IUU 漁業に関する証拠）を用いて、協力要請を行う必要がある非メンバーである寄港国及び市場国を特定する。	メンバー/ 事務局
	23	適当な場合は、当該国を委員会に通報する。	メンバー/ 事務局

3.5 港内検査に関する最低基準（決議）

名称：港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議

リンク：https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_Minimum_Port_Inspection_Standards.pdf

注：この決議には別添 A 及び B が含まれる。別添 A は、入港を要請する船舶により事前に提出されるべき情報に関する様式である。別添 B は、検査結果の報告様式である。

3.5 港内検査に関する最低基準	
義務	最低履行要件
<p>i. 外国漁船に対して寄港を許可しようとする各メンバーは、本決議のパラグラフ 11 に基づく通知を受領するための連絡先を指定するものとする。</p> <p>各メンバーは、検査報告書を受領するための連絡先を指定するものとする。</p> <p>各メンバーは、本決議の発効から 30 日以内に、CCSBT 事務局に対して連絡先の氏名及び連絡先に関する情報を通知するものとする。連絡先に何らかの変更が生じた場合には、遅くともその変更が生じる 14 日前までに、CCSBT 事務局に対してこれを通報するものとする。CCSBT 事務局は、このような変更について、遅滞なくメンバーに通知するものとする。</p>	<p>特に明記しない限り、入港を要請している外国漁船又は運搬船¹であって、以前に港において陸揚げ又は転載されていない SBT 又は SBT に由来する魚の製品を運搬する全長 12m 以上の船舶に対して入港を許可しようとする寄港国であるメンバー／CNM は、このセクション (3.5) に示す最低履行要件を履行することが要請されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. CCSBT 事務局に以下を提出する。 <ol style="list-style-type: none"> a) 入港要請を受領するための指定連絡先 b) 外国漁船／運搬船が入港を要請することができる指定港のリスト 2. 各指定港において検査を実施する能力を有する当局を定める。 3. 変更が発効する前に、CCSBT に対して速やかにかつ遅くとも 14 日前までに以下を提出する。 <ol style="list-style-type: none"> a) 入港要請を受領する指定連絡先の変更
<p>ii. 外国漁船に対して寄港を許可しようとする各メンバーは、以下を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> a) 外国漁船が本決議に従って入港を要請することができる港を指定すること。 b) 全ての指定港において、本決議に従って検査を実施する 	

¹ コンテナ船は除く。

3.5 港内検査に関する最低基準

義務	最低履行要件
<p>ための十分な能力を確保すること。</p> <p>c) 本決議の発効から 30 日以内に、CCSBT 事務局に対して指定港のリストを提出すること。当該リストに何らかの変更が生じた場合には、遅くともその変更が生じる 14 日前までに、CCSBT 事務局に対してこれを通報すること。</p>	<p>b) 指定港のリストの変更</p> <p>4. 全てのメンバー／CNM は、以下を行わなければならない。</p> <p>a) CCSBT 事務局に対し、検査報告書²を受領する指定連絡先の氏名及び連絡先に関する情報を提出する</p> <p>b) 検査報告書を受領する指定連絡先に何らかの変更が生じた場合、CCSBT 事務局に対し、速やかにかつ遅くともその変更が発効する 14 日前までに、当該変更を提出する</p>
<p>iii. 外国漁船の寄港を許可しようとする寄港国である各メンバーは、同メンバーの港を陸揚げないし転載のために使用しようとしている外国漁船に対し、港への到着予定時間より遅くとも 72 時間前までに、必要な情報³を提出するよう求めるものとする。</p> <p>また、寄港国であるメンバーは、当該船舶が IUU 漁業又は関連する活動に関与しているかどうかを判断するために必要と考えられるその他の情報を求めることができる。</p>	<p>1. 指定港への入港の事前通報の期間（時間単位）が基準である 72 時間と異なる場合は、CCSBT 事務局に対し、当該通報期間を提出する。</p>
<p>iv. 寄港国であるメンバーは、特に水産物の種類、漁場と港の間の距離を考慮して、より長い、又は短い通知期間を定めることができる。このような場合、寄港国であるメンバーは、CCSBT 事務局に対してこれを通知するものとし、CCSBT 事務局は、当該情報を遅滞なく CCSBT ウェブサイ</p>	

² この検査報告書は、本決議の目的のため、寄港国であるメンバー／CNM により検査された漁船／運搬船に提供される。

³ 最低限の基準として、別添 A に定める情報

3.5 港内検査に関する最低基準	
義務	最低履行要件
トに掲載するものとする。	
v. 寄港国であるメンバーは、関連情報並びに港への入港を要請している外国漁船が IUU 漁業に関与しているかどうかを判断するために必要なその他の情報を受領した後、当該船舶の入港を許可するか、あるいは拒否するかを決定するものとする。寄港国であるメンバーが当該船舶の入港を許可することを決定した場合は、港内検査に関する以下の規定を適用するものとする。	<p>1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。</p> <p>a) SBT を運搬する全ての外国漁船／運搬船から提供された入港要請に関する情報をレビュー及び評価し、入港を許可するかどうかについて決定する</p> <p>b) リスク評価プロフィール及び他の RFMO から受領したあらゆる情報に基づき、検査対象船舶を選択する</p> <p>c) 各暦年に指定港で実施される SBT（又は SBT に由来する魚の製品）を含む全ての陸揚げ／転載のうちの 5% という検査率目標を達成するための船舶検査を予定する。</p>
vi. 検査は、寄港国であるメンバーの当局により実施されるものとする。	
vii. メンバーは、毎年、指定港において外国漁船によって実施される陸揚げ及び転載作業のうち少なくとも 5% について検査を実施するものとする。	
viii. 寄港国であるメンバーは、外国漁船に対する検査の実施について決定する際、自らの国内法に従って、特に以下について考慮するものとする。	
<p>a) 船舶が、情報を完全に提供することができなかったかどうか。</p> <p>b) 他のメンバー又は関連する地域漁業管理機関（RFMO）からの特定の船舶に対する検査要請（特に当該船舶による IUU 漁業にかかる疑義に対する証拠が添えられた要請である場合）。</p> <p>c) 船舶が IUU 漁業に関与したという嫌疑に対する明白な根拠（RFMO から得られた情報を含む）が存在するかどうか。</p>	
ix. 各検査官は、寄港国であるメンバーにより発行された身分	1. 全ての検査官が検査中に携行しなければならない適切な身

3.5 港内検査に関する最低基準

義務	最低履行要件
<p>証明書を携行するものとする。寄港国であるメンバーの検査官は、国内法に基づき、漁船の全ての関連する区域、甲板及び船室、加工済み又はその他の漁獲物、漁網又はその他の漁具、技術的及び電子的装備、通信記録及び全ての関連文書（操業日誌、転載物である場合は積荷目録及び積荷受領証及び陸揚申告書を含む。）で、検査官が CCSBT 保存管理措置の遵守を確保するために必要と考えられるものを検査することができる。また、検査官は、船舶の船長、船員又は検査対象船の船上にいるその他全ての者に対して質問をすることができる。検査官は、違反の証拠と考えられる全ての文書の写しをとることができる。寄港国であるメンバーは、このような文書の運用上の機密性を確保するものとする。</p>	<p>分証明書の発行を受けていることを確保するための規則を整備する。</p> <p>2. 検査官が以下を確保するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。</p> <p>a) 以下の事項を含む、寄港国検査の実施に関する基準／ガイドラインを定めた検査マニュアルが提供されている</p> <p>i) 関連する SBT 製品並びに船上の設備及び証拠書類の確認方法</p> <p>ii) 本決議が求める全ての関連する検査情報（確認された全ての違反を含む）の記録を促進するための検査報告書のテンプレート</p>
<p>x. 検査には陸揚げ又は転載のモニタリングを含むものとし、また事前通報において通知された SBT の数量と船上に保持された SBT の数量との照合を含むものとする。検査は、可能な限り漁船に対する干渉及び不便を最小限にとどめるとともに、漁獲物の品質低下を避けるかたちで実施されなければならない。</p>	<p>b) SBT の陸揚げ及び／又は転載を物理的に監視する</p>
<p>xi. 寄港国であるメンバーの検査官は、検査の完了に際して、外国漁船の船長に対し、検査報告書⁴を提供するものとする。船長に対しては、報告書に対してコメント又は異議を申し立てる機会及び旗国と連絡をとる機会が与えられなければならない。検査官及び船長は報告書に署名するものと</p>	<p>1. 以下を含め、検査報告書の完成を管理するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。</p> <p>a) 安全性の問題、及び／又は船長及び／又は乗組員による非協力的な態度又は脅迫など、検査中に遭遇した実施上の問題点に関する注記を追加するための仕組みを提供す</p>

⁴ 最低限の基準として別添 B に定める情報を含む

3.5 港内検査に関する最低基準

義務	最低履行要件
<p>し、船長に対して報告書の写しが提供されるものとする。船長の署名は、報告書の写しの受領の確認としてのみ機能するものとする。</p>	<p>る</p>
<p>xii. 寄港国であるメンバーは、検査の完了から 14 日以内に、CCSBT 事務局に対して検査報告書の写しを送付するものとする。検査報告書を 14 日以内に送付することができない場合、寄港国であるメンバーは、14 日の期間内において、CCSBT 事務局に対し、当該遅延の理由及び当該報告書を提出する時期について通知するものとする。</p>	<p>b) 以下に対し、完成した検査報告書を提出する</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 検査の完了時に、検査を受けた船舶の船長に対して ii) 検査が完了した日から 14 日以内に、CCSBT 事務局に対して
<p>xiii. 旗国であるメンバーは、船長が漁船への安全な立入りを円滑にすること、寄港国であるメンバーの当局に協力すること、検査及び意思疎通を円滑にすること、並びに、寄港国であるメンバーの検査官がその職務を遂行するにあたり、これを妨害、脅迫又は干渉することがないこと、又は他の者にこれを妨害、脅迫又は干渉させないことを確保するために必要な措置をとるものとする。</p>	<p>c) CCSBT 事務局に対して検査報告書を 14 日以内に提出することができない場合は、CCSBT 事務局に対し、当該遅延の理由とともにこのことを通知する</p>
<p>xiv. 検査において収集された情報が、外国漁船が CCSBT の保存管理措置に対する違反を犯したことへの証拠を与える場合には、検査官は以下を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 検査報告において当該違反事項を記録すること。 b) 寄港国であるメンバーの当局に対して検査報告書を送付すること。当局は、CCSBT 事務局、旗国の連絡先、及び適当な場合には関連する沿岸国であるメンバーに対して 	<p>1. 違反が確認された場合に以下を行うための運用制度及びプロセスを策定し実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 関連する旗国であるメンバーの検査報告書に関する連絡先に対し、違反内容を含む検査報告書の写しを提供する⁵。 b) 必要に応じて旗国であるメンバーに提供することができるよう、関連する証拠を収集し、安全に保管する。

⁵ CCSBT 事務局は、検査報告書の写しを既に提供されているはずである。

3.5 港内検査に関する最低基準

義務	最低履行要件
<p>検査報告書の写しを遅滞なく送付するものとする。</p> <p>c) 実施可能な範囲において、当該違反に関連する証拠の保全を確保すること。違反に対するさらなる措置を旗国であるメンバーに委ねる場合には、寄港国であるメンバーは、収集された証拠を遅滞なく旗国に提供するものとする。</p>	<p>c) 適当な場合は法的措置をとるとともに、措置後 14 日以内に、関連する旗国であるメンバー、沿岸国であるメンバー及び CCSBT 事務局（適当な場合）に対してこのことを通知する。</p>
<p>xv. 違反が寄港国であるメンバーの法的管轄権の範囲内にある場合には、寄港国であるメンバーは、同メンバーの国内法に従って措置をとることができる。寄港国であるメンバーは、旗国であるメンバー、関連する沿岸国であるメンバー、及び適当な場合は CCSBT 事務局に対して、とられた措置について速やかに通知するものとする。</p>	
<p>xvi. 寄港国であるメンバーの法的管轄権の範囲内でない違反、及び寄港国であるメンバーにより措置がとられなかった違反については、旗国であるメンバー、及び適当な場合は関連する沿岸国であるメンバーに委ねられるものとする。検査報告書の写し及び証拠を受領した場合、旗国であるメンバーは、違反について遅滞なく調査するとともに、CCSBT 事務局に対して、当該調査の状況、及び当該報告書の受領から 6 ヶ月以内にとられ得る取締行動について通知するものとする。旗国であるメンバーが、CCSBT 事務局に対して、受領から 6 ヶ月以内に状況報告を行うことができない場合、旗国であるメンバーは、6 ヶ月の期間内において、CCSBT 事務局に対し、遅延の理由及び状況報告を提出する時期について通知するものとする。</p>	<p>1. 全てのメンバー／CNM が、以下を行うための運用制度及びプロセスを策定し実施する。</p> <p>a) 寄港国から通知を受けた違反があった船舶の船籍が置かれる国は、寄港国が措置をとらなかった場合、自国の船舶の違反について捜査する。</p> <p>b) 事務局に対し、違反に関する通知の受領から 6 ヶ月以内にとられたあらゆる取締り活動を含む捜査状況を通知する。最新の捜査状況を 6 ヶ月以内に通知することができない場合は、CCSBT 事務局に対し、状況報告を提出する時期及び遅延の理由について通知する。</p>

3.5 港内検査に関する最低基準

義務	最低履行要件
<p>xvii. 検査によって検査対象船舶が SBT の漁獲にかかる IUU 活動に関与したことの証拠が得られた場合、寄港国であるメンバーは、旗国であるメンバー、及び適当な場合には関連する沿岸国であるメンバーに対して遅滞なく当該事件について報告するものとし、当該船舶を IUU リスト案に掲載するため、CCSBT 事務局に対して、関連する証拠とともに可及的速やかにこれを通報するものとする。</p>	<p>1. 旗国であるメンバー、関連する沿岸国であるメンバー及び CCSBT 事務局に対し、遅くとも遵守委員会年次会合の 14 週間前までに、IUU 漁業活動のあらゆる証拠を報告するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。</p>

4. 科学的措置

このセクションは、科学オブザーバー計画規範に関連する義務についての最低履行要件を規定している。

4.1 科学オブザーバー計画規範（決定/勧告）

名称: CCSBT 科学オブザーバー計画規範

リンク: http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_observer_program_standards.pdf

注: 科学オブザーバー計画規範の目的は、以下のとおり。

- メンバーの科学オブザーバー計画に **SRP** の目的に沿った枠組を提供する。
- メンバーの船団間、漁業間の科学オブザーバー計画を標準化する。
- 現在、科学オブザーバー計画を実施していないメンバーに対し、科学オブザーバー計画策定のための最低基準を提示する。
- 国際的な勧告に合致し、またまぐろ類 **RFMO** 横断的な混獲データ収集の調和を適切に支援するため、混獲データ収集に関する最低基準を提供する。

4.1 科学オブザーバー計画規範	
義務	最低履行要件
i. 全メンバーは、最低限、これらの規範に合わせて、各々の計画を調整することが期待されているが、各国が自国の計画において実施することが奨励される要件もあることに留意する。	1. 全てのメンバーの計画は、 CCSBT 科学オブザーバー計画 に関する最低基準に合致する。
ii. CCSBT 科学オブザーバー計画の公海上及び国内の経済水域における運営責任は、漁船の旗国であるメンバーに属する。	
iii. CCSBT 科学オブザーバー計画は、CCSBT メンバーの操業活動でみなみまぐろを主対象とする漁業、並びにみなみまぐろの混獲が多い漁業に適用される。	1. 科学オブザーバー計画に関して、以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定し、文書化し、及び実施する。 a. SBT を対象とするもの、又は SBT の混獲が相当量あるも
iv. 当計画のカバー率の目標値は、各漁業の漁獲量及び努力量の	

4.1 科学オブザーバー計画規範

義務	最低履行要件
<p>10%とする。したがって、オブザーバー・カバー率は、個々の海域及び時期における異なる船タイプを代表するものとすべきである。ある層（例：ある海域及び期間における特定の種類の漁船）においてカバー率を10%に近づけるためには、他の層において10%以上のカバー率を実現しなくてはならない場合もあり得る。</p>	<p>のである場合、全てのメンバーのCCSBT許可漁船に対して同計画が適用されるよう確保する</p>
<p>v. 各メンバーは、妥当な代表性を有するカバー率を高い確率で確保できるよう注意深く検討して設計したサンプリング制度に基づいて、オブザーバーを漁船及び航海に派遣しなければならない。当該計画では、主な漁場及び漁期並びに可能な範囲において、全ての代表的な、漁船、漁場及び時期のサンプリングが概ね同程度の割合で実施されることを確保しなければならない。</p> <p>また、特定の漁業管理にかかる疑義に対処するため、その時々いくつかの階層に関するより高いカバー率の検討が必要である（例えば、リスクとして認識される魚以外の種及び保護されている種についてより定量化するなど）。</p>	<p>b. 各漁業における漁獲量及び漁獲努力量の監視のための10%を目標とするオブザーバー・カバー率を達成するべく、手続きを規定する。これには以下の事項が含まれる</p> <p>i. オブザーバー・カバー率を、メンバーのSBT漁業の範囲を代表するものとさせる</p> <p>ii. 必要に応じて、一部の階層ではより高い水準のオブザーバーカバー率を検討及び実施する仕組みを整備する。</p> <p>c. オブザーバーを船舶に派遣させるための方法を規定する</p> <p>d. メンバーのSBT漁業の代表的な範囲において10%のカバー率を達成する上で、オブザーバーの実際の配置が有効であるかどうかについて、最低でも1年に1回分析する</p> <p>e. オブザーバーの募集・訓練計画を実施し、オブザーバーの資格、独立性/信頼性、科学オブザーバーの訓練及びオブザーバーの募集に関連するCCSBT科学オブザーバー計画規範のセクション8の規定を遂行する</p>
<p>vi. 各メンバーは、オブザーバーの漁船への配置について、サンプリング制度が上記の原則に沿っているかを評価・分析しなければならない。委員会が規範の遵守を確認できるよう、各メンバーは、オブザーバーの配置に実際に利用した制度を文書化し、委員会において当該情報及び収集したデータが利用可能となるよう（報告要件において規定されているとおり）自国の国別報告書に含めなければならない。</p>	<p>f. 科学オブザーバー計画における以下の各項目の実施に責任を有する当局を指定する</p> <p>i. オブザーバーが、適切な資格を有し、独立しており、及び最近において重大な刑法犯罪を犯していないことの確認</p> <p>ii. トレーニング（標識再捕報告に関することを含む）</p>
<p>vii. オブザーバーの配置においては、データの独立性及び科学的信頼性を確保することもしなければならない。</p>	<p>iii. 船舶へのオブザーバーの配乗</p> <p>iv. オブザーバーカバー率目標の達成に関する任務の遂行</p>

4.1 科学オブザーバー計画規範

義務	最低履行要件
<p>viii. オブザーバー計画及び訓練計画の中に、標識再捕の報告についてのオブザーバーの役割及び責任を具体的に示した規定を含めなければならない。</p>	<p>状況のモニタリング v. オブザーバー情報の受領及び分析 vi. 拡大委員会に対する情報の提出</p>
<p>ix. 各メンバーは、自国漁船に乗船させるオブザーバーの雇用及び訓練について責任を有する。訓練計画は、オブザーバーが科学的なデータを十分に収集できるための能力を養成するよう構築するとともに、CCSBT 科学オブザーバー計画規範のセクション 8 に示される原則、すなわち、オブザーバーの資格、独立性/信頼性、科学オブザーバーの訓練、及びオブザーバーの募集について考慮しなければならない。</p>	
<p>x. 選定対象となる漁船はいずれも、オブザーバーの業務に支障を来さないよう、当該漁船の乗組員（可能であれば下士官）に供給されるものと同程度の寝具、衛生施設、食事、機器類、通信システムといった最低限の要件を満たすことができるものでなければならない。対象漁船に対しては、オブザーバー乗船期間中における当該漁船のオブザーバーに対する責任事項について、通知しなければならない。</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定し、文書化し、及び実施する。 a. 全ての対象漁船が、乗船オブザーバーの配乗に関する最低要件を履行できることを確認する b. 対象漁船に対して、オブザーバー乗船中における同船の責任を説明する</p>
<p>xi. 収集される科学データは、下記のとおり分類された情報を含むものとする。これらの分類ごとに収集される情報の詳細については、CCSBT 科学オブザーバー計画規範の別紙 A のとおり。データ収集の優先順位は、同別紙の付録 1 のとおり。</p> <p>A. 対象漁船の詳細：サイズ、能力及び機器類など B. 対象航海の要約：オブザーバー名及び ID 番号、経験の度合い、乗船日、下船日などを含む C. 漁具の設置・回収を実際に観察したか否かに関らず、オブザーバー乗船中に実施された各操業について、漁</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定し、文書化し、及び実施する。 a. 科学オブザーバー計画規範のセクション 10 及び別紙 1 に定める必要な情報/データが収集され、必要な場合にはデータ収集の優先付けの方法が適用されることを確保する b. 上記 1.a において収集された情報/データを分析し、CCSBT 拡大科学委員会（ESC）及び生態学的関連種作業部会（ERSWG）に対し、科学オブザーバー計画規範別紙 2 に定める情報/データを報告する。</p>

4.1 科学オブザーバー計画規範

義務	最低履行要件
<p>獲量、努力量、環境などの総合的な情報。対象魚種、操業位置、使用された漁具の数量などの情報も含む</p> <p>D. 漁法及び漁具（操業中に使用された緩和措置を含む）。オブザーバーは、オブザーバー期間中に使用された緩和措置（その形状を含む）を記録/記載しなければならない。これには、別紙1に記載した緩和措置及びそれらの使用状況の詳細を含む。該当する場合、緩和機器がないことについても記載されなければならない</p> <p>E. 観察の開始・終了時間、観察した釣針数、観察したみなみまぐろ及びその他の種（可能な限り）の漁獲尾数や重量など、期間中に観察した漁獲情報</p> <p>F. 可能な限り個々の SBT の生物学的測定。これには、魚の状態、体長、体重、性別、後日の解析用に当該 SBT から収集した生物標本の詳細（耳石、鱗、生殖腺など）を含む</p> <p>G. 保持されなかった SBT 及び ERS に関する情報には、種ごとの数及びその生存状態が含まれなければならない（別紙1で詳述している関連コードを使用すること）</p> <p>H. SBT の標識回収情報。これには、標識番号（標識自体も入手）、日付、位置、体長、体重、性別、収集した生物標本（例えば耳石）、標識の発見が操業観察中に行われたか否かの情報が含まれる</p>	

5.2 生態学的関連種に関する勧告（勧告）

名称: みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告

リンク: CCSBT の勧告に関する詳細及び全ての ERS に関する IOTC 及び WCPFC の関連決議/CMM 及び ICCAT の関連勧告は、CCSBT ウェブサイトの混獲緩和に関するページから入手可能である。

https://www.ccsbt.org/site/bycatch_mitigation.php

注: CCSBT 20 において、メンバーは、メンバーの船舶が IOTC、WCPFC 及び ICCAT の各条約水域において SBT を漁獲する場合、各機関における ERS 規則を遵守することを約束した。

5.2 生態学的関連種に関する勧告	
義務	最低履行要件
<p>i. メンバーは、はえ縄漁業によって偶発的に混獲される海鳥の削減に関する国際行動計画(IPOA-Seabirds)、サメ類保存管理の国際行動計画(IPOA-Sharks)及び漁業操業における海亀死亡の削減のための FAO ガイドライン(FAO-Sea turtles)を実行していないのであれば、可能な限り実行する。</p> <p>ii. メンバーは、海鳥、海亀及びサメ類を含む生態学的関連種の漁業からの保護を目的として、時々採択される最新の義務的又は推奨される全ての措置に従う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インド洋まぐろ類委員会の条約水域で漁業を行う場合には、インド洋まぐろ類委員会に従う ○ 中西部太平洋まぐろ類委員会の条約水域で漁業を行う場合には、中西部太平洋まぐろ類委員会に従う ○ 大西洋まぐろ類保存国際委員会の条約水域で漁業を行う場合には、大西洋まぐろ類保存国際委員会に従う ○ 該当するメンバー又は協力的非加盟国が、関係のある委員会のメンバーであるか又は協力的非加盟国であるかを問わない 	<p>CCSBT メンバーは、法的拘束力のある CCSBT 措置がない状況において、メンバーが加盟する RFMO の条約水域で SBT を漁獲する場合は、同 RFMO の ERS に関する規則及び約束を遵守しなければならない。従って、以下のとおり最低履行要件を規定することが有益である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定する。 <ol style="list-style-type: none"> a. 以下に掲げる IOTC、WCPFC 及び ICCAT が定めた海鳥を保護するための以下の措置を遵守する。 <ol style="list-style-type: none"> i. 南緯 25 度以南の IOTC 及び ICCAT の条約水域において漁業を行う場合、又は南緯 30 度以南の WCPFC の条約水域において漁業を行う場合には、全てのはえ縄漁船が 3 つの混獲緩和措置、すなわち 1) 最小限の照明による夜間投縄、2) 吹き流し装置（トリライン）及び 3) 加重枝縄のうち少なくとも 2 つを使用することを確保する。 (各措置の仕様については、関連する RFMO による定めに整合しなければならない。) ii. IOTC、ICCAT 又は WCPFC 条約水域以外の水域にお

5.2 生態学的関連種に関する勧告

義務	最低履行要件
<p>iii. メンバーは、生態学的関連種に関するデータを収集し、拡大委員会及び/又は必要に応じて生態学的関連種作業部会を含む補助機関に報告する。さらに、第 ii パラグラフ に定められる取組には、生態学的関連種に関するデータの収集及び報告について、インド洋まぐろ類委員会、中西部太平洋まぐろ類委員会及び大西洋まぐろ類保存国際委員会が採択した措置に従うという責任が含まれる。</p>	<p>いて漁業を行う場合には、科学的助言を踏まえ、必要に応じて上述の措置の実施を検討する</p> <ul style="list-style-type: none">b. IOTC、WCPFC 又は ICCAT の条約水域において漁業を行うときは、当該機関が定めた生態学的関連種を保護するためのその他全ての措置（海鳥類、海亀、サメ等）を遵守する。c. IOTC、WCPFC 又は ICCAT の条約水域において漁業を行う場合には、それぞれの機関が海鳥類、海亀類及びサメ類の偶発的捕獲及び死亡に関して採択した情報/データの収集及び報告要件を遵守する。d. 以下の機関に ERS 情報/データを報告する。<ul style="list-style-type: none">i. CCSBT 拡大委員会/遵守委員会（これらに関する MPR セクション 6.6v を参照）、及び生態学的関連種作業部会会合（これらに関する MPR セクション 6.8i を参照）ii. SBT 漁業が IOTC、WCPFC 及び ICCAT の条約水域で行われている場合には、それぞれ該当する機関

6.4 生態学的関連種データ交換（毎年の決定）

名称：生態学的関連種データ交換 [リンク](https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/general/jp_ERSWG%20Data%20Exchange.pdf)：2015 年のデータ交換要件は ERSWG 11 報告書別紙 7 のとおり：

https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/general/jp_ERSWG%20Data%20Exchange.pdf

注：ERS データ交換要件は詳細なものであり、直前の暦年の ERS データは当年 7 月 31 日までに提出されなければならない（すなわち、2016 年のデータは 2017 年 7 月 31 日までに事務局に提出されることとなる）。

6.4 生態学的関連種データ交換	
義務	最低履行要件
i. メンバーは、ERSWG データ交換要件を遵守する。	1. 直前の暦年における ERSWG データ交換 が定めるデータを毎年収集及び提供し、及び CCSBT 事務局に対してこれらのデータを当年 7 月 31 日までに提出するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。

6.6 遵守委員会への年次報告（一連の決定/決議/勧告）

名称: 遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート⁶

リンク: 以下にこの措置に含まれる関連する義務の根拠を示す。

- i. 遵守委員会付託事項の手續規則 10
https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/basic_documents/jp_terms_of_reference_for_subsidary_bodies.pdf
- ii. CC7 報告書パラグラフ 26（及び別紙 5）
https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/templates/jp_Annual_CC-EC_Reporting_Template.docx
- iii. CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議 パラグラフ 5 (a)
http://www.ccsbt.org/docs/pdf/about_the_commission/Resolution_VMS.pdf
- iv. 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議 パラグラフ 31
https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_Transhipment.pdf
- v. みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告 パラグラフ 4
https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Recommendation%20on%20ERS.pdf
- vi. EC20 報告書パラグラフ 66（国別配分量に帰属する漁獲量）
https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_20/jp_Report_of_CCSBT20.pdf
- vii. CC7 報告書パラグラフ 25（及び別紙 5）（全ての死亡要因の推定値に関する最良の推定値）
https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_19/jp_report_of_CC7.pdf

6.6 遵守委員会への年次報告	
義務	最低履行要件
i. 各メンバーは、遵守委員会（CC）及び拡大委員会（EC）に提出する報告書のための合意された CC 及び EC に提出する年次報告書のテンプレート ⁶ に従って、遵守委員会会合の開催 4 週間前に、上記の年次レビューを提出しなければならない。	1. 報告書は、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会年次会合の 4 週間前までに、事務局長に提出される。いかなるセクションも空欄のままとしてはならない。要請されている情報が収集されていない場合には、当該セクションを空欄とするのではなく、その旨明記しなければならない。同様に、特定の漁業に対して適当でないセクションについても、空欄にせず、その旨明記しなければならない。
ii. 各メンバーは、自国の遵守委員会及び拡大委員会に提出する	

⁶ 報告書テンプレートは以下のリンクから入手可能：https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/templates/jp_Annual_CC-EC_Reporting_Template.docx

6.6 遵守委員会への年次報告

義務	最低履行要件
<p>報告書⁶の詳細を改善し続けなければならない、かかる報告書は最新化され、その後の遵守委員会年次会合に提出されなければならない。</p>	
<p>iii. メンバーは、遵守委員会の前に、VMS に関する概要報告を提供しなければならない。</p>	<p>1. 年次国別報告書テンプレート⁶のセクション II (1)(d) : VMS を完成する。</p>
<p>iv. メンバーは、委員会年次会合の 4 週間前に、事務局長に対して、以下に掲げる内容について報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前漁期の洋上及び港内における SBT 転載数量 ○ 前漁期に洋上及び港内において転載を行った CCSBT 許可船リストに登録されている LSTLVs のリスト ○ 前漁期に LSTLVs から洋上で転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書 	<p>1. 年次国別報告書テンプレート⁶のセクション II (3)(a) i-iii を完成する。</p>
<p>v. メンバーは、みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告のパラグラフ 1、2 及び 3 に従ってとった行為について、遵守委員会に対し、毎年報告する。</p>	<p>1. 年次国別報告書テンプレート⁶のセクション III (2)(a) - (c) を完成する。</p>
<p>vi. メンバーは、全ての死亡要因を含めることの重要性を考慮した国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の共通の定義の策定に関して、その導入スケジュール及び導入の進捗状況の詳細を毎年報告するものとする。</p>	<p>1. 年次国別報告書テンプレート⁶のセクション I (3) を完成する。</p>
<p>vii. メンバーは、遊漁及び投棄を含む全ての死亡要因にかかる最良の推定値を毎年報告するものとする。</p>	<p>1. 年次国別報告書テンプレート⁶のセクション III (3) を完成する。</p>

遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート

(CC12 における合意を踏まえ CCSBT 24 で修正)

複数の SBT 漁業があり、各々異なる規則及び手続が適用されている場合には、漁業ごとにテンプレートに記入する方が簡単かもしれない。1つのテンプレートに全ての漁業を記入する場合は、各漁業の情報を明確に区別すること。

テンプレートは、事項によっては割当年度ベースの情報を求めている。CCSBT に関して割当年度を特定していないメンバー・協力的非加盟国（以下 CNM）（すなわち、EU 及びフィリピン）は、暦年ベースで情報を提供すること。同テンプレートでは、割当年度（割当年度を有しない場合は、暦年）を「漁期」と称している。別途記載がない限り、直近に終了した漁期の情報を提供すること。提出時点の漁期に関しても、既に当該漁期にかかる操業が終了している場合又は終了間近である場合には、当該漁期の予備的情報も提供することが奨励される(CCSBT21 より以前には不要であると思われる)。

目次

I. MCS 改善事項のまとめ	2
(1) 今漁期に実現した改善事項	2
(2) 今後予定されている改善事項	2
II. SBT 漁業及び MCS に関する取決め	2
(1) みなみまぐろ漁業	2
(2) SBT の曳航、いけすへの移動、いけす間の移動（蓄養のみ）	5
(3) SBT の転載（港及び洋上）	6
(4) 国内産品の水揚げ（漁船及び蓄養場）	7
(5) SBT の輸出	8
(6) SBT の輸入	9
(7) SBT の市場	9
(8) その他	9
III. 追加の報告要件	10
(1) 実施している CDS 監査の種類及びカバー率	10
(2) 生態学的関連種	10
(3) 過去の SBT 漁獲量（保持・非保持）	11

(c) SBT 漁獲量の水準を管理する制度を説明すること。ITQ 及びIQ 制度については、各社・各船への漁獲量の配分方法について明記すること。オリンピック方式の場合は、SBT 船の許可プロセス、及び漁期の終了を決定するための漁業の監視体制について説明すること。さらに、努力量に関する操業上の制約（規則上のもの及び自主的なものの両方）も記載すること。

(d) 下表に漁獲量の監視方法の詳細に記入すること。漁場から離れる漁船の監視方法についても詳細を記載すること（ここでは、セクション2 に報告される曳航船は含まれない）。

監視方法	説明
日次ログブック	<p>記入事項</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 義務要件であるか否か。義務でない場合は、日次ログブックを実施する SBT 漁業の割合を示すこと。 ii. 記録される情報の詳細さの程度（操業ごとに記載、1 日の集計を記載等）。 iii. 収集した努力量及び漁獲量の情報が、CCSBT 科学調査計画（SC5 報告書別紙 D）の「ミナミマグロ漁獲の評価」において規定されている事項（保持・投棄された漁獲を含む）に従ったものとなっているか否か。従ったものとなっていない場合は、その内容について説明すること。 iv. ログブックに記載された ERS の情報。 vi. ログブックの提出先¹。 vii. 提出スケジュール及び方法²。 viii. この情報に対して定期的に行った確認（checking）、検証（verification）作業のタイプ。 ix. 適用される法令及び処罰。 x. その他関連する情報³。

¹ 報告書がメンバー又は CNM の政府水産当局に提出されていない場合は、後日その情報が漁業当局に提出されるか否か、また、その方法及び時期を記載すること。

² 特に、その情報が漁船から電子的に提出されるか否か。

³ ERS に関する情報、管理・監視手法の効果に関するコメント、及び今後の改善計画を含む。

追加的な報告方法 (例: RTMP 等)	<p>複数の報告方法がある場合 (例: 日次・週次・月次の SBT 漁獲報告、標識及び SBT 測定に関する報告、ERS 相互作用の報告等) は、この表に追加の行を設け、それぞれの報告方法を記入すること。そして、報告方法ごとに以下の事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 義務要件であるか否か。義務でない場合は、追加的な報告の対象となる SBT 漁業の割合を示すこと。 ii. 記録された情報 (SBT 又は ERS に関連しているか否かも含む)。 iii. 報告の提出先と提出元 (例: 船長、水産会社等)¹。 iv. 提出期間及び方法²。 v. この情報に対して定期的に行った確認 (checking)、検証 (verification) 作業。 vi. 適用される法令及び処罰。 vii. その他関連する情報³。
----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

科学オブザーバー	<p>記入事項</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 各漁業種類 (例: はえ縄、まき網、商業用船、国内船団) について、過去 3 漁期において、観察された SBT 漁獲量及び努力量の割合、並びにオブザーバーが実際に配乗された総日数。努力量の単位は、はえ縄は釣釣数、まき網は投網数、曳航は曳航回数とすること。 <table border="1" data-bbox="402 1048 1391 1305"> <thead> <tr> <th rowspan="2">漁期 (例: 2011/12)</th> <th colspan="3">漁業種類 1</th> <th colspan="3">漁業種類 2</th> <th colspan="3">漁業種類 3</th> </tr> <tr> <th>観察努力量 (%)</th> <th>観察漁獲量 (%)</th> <th>配乗日数</th> <th>観察努力量 (%)</th> <th>観察漁獲量 (%)</th> <th>配乗日数</th> <th>観察努力量 (%)</th> <th>観察漁獲量 (%)</th> <th>配乗日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ii. 漁獲データを検証するために、オブザーバーのデータとその他の漁獲監視データの比較に用いたシステム。 iii. オブザーバー計画が CCSBT 科学オブザーバー計画規範に従っていたものか否か (オブザーバーカバー率を除く)。従ったものとなっていなかった場合は、その内容を記入すること。さらに、他国とのオブザーバー交換があったか否か。 iv. オブザーバーが記録した ERS に関する情報。 v. オブザーバー報告書の提出先。 vi. オブザーバー報告書の提出のスケジュール。 vii. その他関連する情報 (改善計画、特に、カバー率を努力量の 10% にするための手段を含む)。 	漁期 (例: 2011/12)	漁業種類 1			漁業種類 2			漁業種類 3			観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数																														
漁期 (例: 2011/12)	漁業種類 1			漁業種類 2			漁業種類 3																																											
	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数																																									

VMS "ii"の事項は、 「CCSBT 漁船監	記入事項
------------------------------------	------

<p>視システムの創設に関する決議」上の要件となっている</p>	<p>i. CCSBT の VMS 決議に従う SBT 漁船に関して、義務付けされた VMS が運用されたか否か。運用されなかった場合は、非遵守の詳細、今後の改善計画を記入すること。</p> <p>ii. 直近に終了した漁期について、以下を記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • CCSBT 許可船舶リストにある自国籍船舶のうち、自国の VMS への報告が義務付けられたものの数。 • CCSBT 許可船リストにある自国籍船舶のうち、自国の VMS に実際に報告したものの数。 • VMS の要件が遵守されなかった理由及びメンバーがとった行動。 • 漁船に搭載された VMS が故障した場合、故障した時点での漁船の位置（緯度及び経度）及び VMS が稼動していなかった期間を報告すること。 • VMS が故障した場合の手作業による報告手続（例：「4 時間ごとに手動で位置報告を行う」）。 • CCSBT の VMS 決議パラグラフ 3 (b)に基づいて調査が行われた場合、その詳細、並びにその後に取りられた行動及び現時点までの進捗状況を記入すること。 <p>iii. 適用される法令及び処罰。</p>
<p>洋上検査</p>	<p>記入事項</p> <p>i. 洋上検査のカバー率（例：検査された SBT 航海のパーセンテージ）。</p> <p>ii. その他関連する情報³。</p>
<p>その他（マストヘッドカメラの利用など）</p>	

(e) 別紙 B に示した許可船舶に関する要件に対して講じられた自国内の行動及び措置（懲罰的及び制裁的行動を含む）にかかるレビューの結果を報告すること。

(2) SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送（蓄養のみ）

(a) 漁場から蓄養場への SBT の曳航を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT の曳航の要件となる観察（カバー率を含む）。
- ii. SBT のロスを記録するための監視システム（特に SBT の死亡）。

(b) 曳航用いけすから蓄養いけすへの SBT の移送を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT の移送の要件となる検査・観察（カバー率を含む）。
- ii. SBT の移送量を記録するための監視システム。

iii. 継続的な監視に向けたステレオビデオシステムの採用計画。

(c) 上記 (a) 及び (b) について、関連する CCSBT CDS 書類（蓄養活け込み様式、蓄養移送様式）を記入、確認 (validating) ⁴、回収するためのプロセスを説明すること。

(d) その他関連する情報³。

(3) SBT の転載（港及び洋上）

(a) 「大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議」に準じて、以下を報告すること。

i. 前漁期中に洋上及び港内において転載された SBT の数量。

漁期 (例： 2011/12)	洋上転載された SBT 年間漁獲量の 割合	港で転載された SBT 年間漁獲量の 割合

ii. CCSBT 許可船舶リストに登録されている LSTLV のうち、前漁期中に洋上及び港内転載を行ったもののリスト。

iii. 前漁期中に LSTLV から洋上で転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーからの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書。

(b) 港での転載を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

i. SBT が転載される可能性がある港として指定されている外地港、並びに SBT の港内転載が禁止されている外地港に関する旗国の規則及び外地港名。

ii. SBT の港内転載にかかる旗国の検査要件（カバー率を含む）。

iii. 指定寄港国との情報共有。

iv. SBT 転載数量の記録を監視するシステム。

v. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）を記入、確認 (validating) ⁴、回収するためのプロセス。

vi. 適用される法令及び処罰。

vii. その他関連する情報³。

(c) 洋上転載を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

i. SBT の洋上転載の許可に関する規則及びプロセス、並びに (CCSBT 転載オブザーバーの配乗に加え) SBT の転載数量を確認 (checking)・検証 (verifying) する方法。

ii. SBT 転載数量の記録を監視するシステム。

⁴ この作業を行う人の地位（例：政府担当官、許可を受けた第3者）も含めること。

- iii. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）の回収プロセス。
- iv. 適用される法令及び処罰。
- v. その他関連する情報³。

(4) SBT 又は SBT 製品を船上に保持する外国漁船又は運搬船の港内検査

このセクションでは、CCSBT の港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議に関する報告を行うこと。SBT 又は SBT 製品の陸揚げ及び／又は転載を目的としてこれを運搬する許可外国漁船又は運搬船を指定港に入港させる寄港国であるメンバーは、このセクションに記入しなければならない。SBT 又は SBT 製品の陸揚げ／転載であって、それ以前に港において陸揚げ又は転載が行われていないものに関する情報のみ、下表に記入すること。

- i. SBT 又は SBT 製品を運搬する外国漁船又は運搬船が入港を要請することができる指定港の一覧を示すこと。
- ii. SBT 又は SBT 製品を運搬する外国漁船又は運搬船が指定港への入港許可を要請する際に求められる最短の通知期間を示すこと。
- iii. 直近の暦年に関して、港内において SBT 又は SBT 製品を運搬する外国漁船又は運搬船が行った陸揚げ／転載作業の回数、うち検査が行われた陸揚げ／転載作業の回数、及び CCSBT 措置に対する違反が確認された検査の回数に関する情報を示すこと。

暦年	外国船の船籍	実施された陸揚げ／転載作業の回数	検査が行われた陸揚げ／転載作業の回数	CCSBT 措置に対する違反が確認された陸揚げ／転載作業の回数
	総数			

(5) 国内産品の水揚げ（漁船及び蓄養場）

(a) 国内産品として水揚げされた SBT 漁獲量の大きな割合を記入すること。

(b) SBT の国内水揚げの管理・監視に使用したシステムを説明すること。以下の詳細も記入すること。

- i. SBT 水揚げ指定港に関する規則。
- ii. SBT の水揚げの要件となる検査 (inspection) (カバー率を含む)。
- iii. SBT が他の種として水揚げされていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細。
- iv. SBT 水揚げ数量の記録を監視するシステム。
- v. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）の確認 (validating) ⁴ ・回収プロセス。
- vi. 適用される法令及び処罰。

vii. その他関連する情報³。

(6) SBT の輸出

(a)

i. 過去3 暦年について、年ごとに、各国・漁業主体に輸出された国産品の漁獲量、並びに国内に保持された SBT 国産品の推定漁獲量（国内漁獲量から総輸出量を差し引くことで推定可能）を示すこと（トン単位での重量、小数点第1位まで）。この表においては、全ての重量について、原魚重量ではなく製品重量を示すこと。

暦年 ⁵	国内消費用に保持された推定数量（国内漁獲量－輸出量）	SBT 輸出先							
		国・漁業主体 1	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

ii. 輸入された漁獲物のうち、再輸出された量を特定すること。

暦年 ⁵	SBT 再輸出先							
	国・漁業主体 1	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(b) SBT の輸出を管理・監視するために使用したシステムを説明すること（外地港に直接水揚げしたものも含む）。以下の詳細も含めること。

- i. SBT 輸出の要件となる検査 (inspection) (カバー率を含む)。
- ii. SBT が他の種として輸出されていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細。
- iii. SBT 輸出量の記録を監視するシステム。
- iv. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、場合によっては漁獲標識様式又は再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式）の確認 (validating)⁴・回収プロセス。
- v. 適用される法令及び処罰。
- vi. その他関連する情報³。

⁵ 「暦年」とは、輸出（再輸出）が行われた日付の年のことをいう。

(7) SBT の輸入

(a) 過去3 暦年について、年ごとに、各国・漁業主体から輸入された SBT の総量を示すこと（トン単位での重量、小数点第1 位まで）。この表においては、全ての重量について、原魚重量ではなく製品重量を示すこと。

漁期 (例： 2011/12)	SBT 輸入先								
	国・漁業 主体 1	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(b) SBT の輸入を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT の輸入のための特定の港の指定に関する規則。
- ii. SBT 輸入の要件となる検査（カバー率を含む）。
- iii. SBT が他の種として輸入されていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細
- iv. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、場合によっては、再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式）の確認（checking）・回収プロセス。
- v. 適用される法令及び処罰。
- vi. その他関連する情報³。

(8) SBT の市場

(a) 水揚げから市場までのサプライチェーンの各地点を対象とした全ての活動を記入すること。

(b) 市場での SBT の管理・監視を行うために使用したシステムを説明すること（例：特定の文書化及び/又は標識装着に関する自主的又は義務化されている要件、並びにそれらの要件の遵守状況の監視又は監査。）。

(c) その他関連する情報³。

(9) その他

関連するその他の MCS システムを説明すること。

III. 追加の報告要件

(1) 実施している CDS 監査のカバー率及び種類

CDS 決議パラグラフ 5.9 に基づき、同決議パラグラフ 5.8⁶に従って実施した監査のカバー率及び種類、並びに遵守の程度を記入すること。

(2) 生態学的関連種

(a) 2008 年の ERS 勧告の実施に関する報告要件

- i. 下記の各計画・ガイドラインが実施されているか否かを記入し、実施されていない場合は、各計画・ガイドラインの実施に向けてどのような行動が取られたかを説明すること。
 - はえ縄漁業によって偶発的に捕獲される海鳥の削減に関する国際行動計画
 - サメ類保存管理のための国際行動計画
 - 漁業操業における海亀死亡の削減のための FAO ガイドライン
- ii. 下記のまぐろ類 RFMO 漁業において生態学的関連種⁷の保護を目的とする現行の全ての法的拘束力を持つ措置又は勧告されている措置⁸が遵守されているか否かを記載すること。遵守されていない場合は、どの措置が遵守されていないか、また、遵守に向けてどのような進展があるかを記載すること。
 - IOTC 条約水域で操業する際には IOTC の措置
 - WCPFC 条約水域で操業する際には WCPFC の措置
 - ICCAT 条約水域で操業する際には ICCAT の措置
- iii. 以下の RFMO の要件に基づいて生態学的関連種に関するデータ収集・報告が実施されているか否かを記載すること。これらの要件に基づいてデータが収集・報告されていない場合は、どの措置が遵守されていないか、また、遵守に向けてどのような進展があるかを記載すること。
 - CCSBT⁹
 - IOTC 条約水域で操業する際には IOTC の要件
 - WCPFC 条約水域で操業する際には WCPFC の要件
 - ICCAT 条約水域で操業する際には ICCAT の要件

⁶ CDS 決議パラグラフ 5.8 は、「メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、水揚げ及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない」と規定している。

⁷ 海鳥、海亀及びサメを含む。

⁸ これら RFMO の関連する措置は、http://www.ccsbt.org/site/bycatch_mitigation.php に掲載されている。

⁹ CCSBT の現行の要件には、科学オブザーバー計画規範に規定されているもの、及び ERSWG に提出する年次報告書テンプレートに記入する内容のものがある。

(b) 観察された ERS 相互作用の数（死亡も含める）を記載し、総死亡推定量を得るために使用したスケーリング（補正）方法を説明すること（可能な限り¹⁰、学名も含め種別に記載すること）。

	漁業種類1 (漁業種類名)		漁業種類2 (漁業種類名)	
直近の暦年（年を記入）				
総釣釣数（まき網は操業数）				
観察された釣釣数（操業数）の割合				
	観察された相互作用・死亡の総数			
	相互作用	死亡	相互作用	死亡
海鳥				
サメ				
海亀				
前暦年（年を記入）				
総釣釣数（まき網は操業数）				
観察された釣釣数（操業数）の割合				
	観察された相互作用・死亡の総数			
	相互作用	死亡	相互作用	死亡
海鳥				
サメ				
海亀				

(c) 緩和 - 緩和措置に関する現行の要件を記入すること。

(d) 混獲緩和措置の使用状況のモニタリング

- i. 混獲緩和措置の遵守をモニタリングするために用いられる方法（例：実施される港内検査の種類、及び遵守状況をモニタリングするために用いられるその他のモニタリング及び取締りプログラム）を記入すること。カバー率の詳細（例：各年の検査された船舶の割合）を含むこと。
- ii. SBT 船舶に関する遵守プログラムの一環として収集された緩和措置措置に関する情報の種類を記入すること。

(3) 過去の SBT 漁獲量（保持・非保持）

下表に、漁業種類（例：商業はえ縄、商業まき網、商業用船、国内用船、遊漁）ごとに、過去の SBT 漁獲量の最善の推定値（入手可能な重量及び数量）を記入すること。直近に終了した漁期の分も含めること。船上保持された SBT と保持されなかった SBT の両方を記入すること。はえ縄及び遊漁については、「保持 SBT」は船上保持された SBT を含み、「非保持 SBT」は海に戻した SBT を含む。蓄養については、「保持 SBT」は蓄養いけすに活け込みされた SBT を含み、「非保持 SBT」は曳航中の死亡を含む。可能な場合は、漁業種類ごとに、重量（トン）及び尾数の両方をブラケットで示すこと（例：[250]）。表の全ての欄に記入すること。数値がゼロの場合は、「0」と記入すること。漁業種類によっては、この表で求めている情報がまだ得られていない場合もあり、不明な場合は「？」と記入すること。しかしながら、不明とするよりも推定値を記入するほうが好ましい。不確実性が高い推定値を記入した欄は薄灰色の影をつけること。推定手法は、表の後に説明すること。

¹⁰ 特定の種に関する情報がある場合は、関連する海鳥、サメ及び/又は海亀の小項目の下に追加の行を挿入して記載すること。

CCSBT 21 報告書

53. 表 1 の行動ポイントがメンバーにより合意された。表中、「外部」は非メンバーの漁獲量を示し、「内部」はメンバーの帰属漁獲量を示す。

表 1：国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の導入に関する行動ポイント

	外部	内部	ESC 作業計画
2015	<p>ECは、2018-20年のTAC期間における非メンバーの漁獲量の考慮にかかる原則及びプロセスに関する議論を開始する。</p> <p>ESC、CC及びメンバーは、非メンバーの漁獲量の推定値を提供するための分析に着手する。</p> <p>非メンバー国の漁獲量の推定に寄与するための大規模市場の市場分析を委託する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 個々のメンバーによる、同国に当てはまる死亡要因に関する調査、及びESC及びCCの議論及びレビューに向けた報告 メンバーは、最良の推定値に基づく帰属死亡量の全ての要因に対するアローワンスの設定を2016-17漁期年から開始するよう努力するものとし、他のメンバーに対して、CCSBT22までにこれを通知するものとする。これができなかったメンバーは、CCSBT22に対してその旨通知するとともに、なぜできなかったのかについて説明し、及びアローワンスを設定できる期限を定めるものとする。 ECは、次のクォータブロック（2018-20年）中に帰属漁獲量に対処するプロセスにかかる議論及び合意に着手する。 	<p>無報告死亡量に関する情報の照合及びOM「船団」に沿った当該情報の分類（ESC19報告書）</p>
2016	<p>ESC、CC及びメンバーは、非メンバーの漁獲量の推定値を提供するための分析を継続する。</p> <p>ECは、2018-20年のTAC期間における非メンバーの漁獲量を考慮するための調整について決定する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 必要な場合、ECは、次のクォータブロック（2018-20年）中に帰属漁獲量に対処するためのプロセスに関して合意するため、検討を継続する。 個々のメンバーは、同国に当てはまる死亡要因に関する調査を継続するとともに、ESC及びCCの議論及びレビューに向けた報告を行う。 	<p>ESCは、2018-2020年のTACを勧告するためにMPを走らせる予定である。</p>
2017	<p>ESC、CC及びメンバーは、非メンバーの漁獲量の推定値を提供するための分析を継続する。</p>	<p>個々のメンバーは、同国に当てはまる死亡要因に関する調査を継続するとともに、ESC及びCCの議論及びレビューに向けた報告を行う。</p>	<p>ESCは、全面的な資源評価及び第一回目の公式MPレビューを行う予定である。</p>
2018		<p>帰属漁獲量の共通の定義の全面的な実施</p>	

CCSBT 許可船舶決議

記録に記載された船舶の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。

- a) 自国の漁船が CCSBT 条約及びその保存・管理措置に基づく要件と責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船にみなみまぐろを漁獲する許可を与える。
- b) 自国の漁船が関連するすべての CCSBT の保存・管理措置を遵守することを確保するために必要な措置を講ずる。
- c) CCSBT の記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び／又は転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる。
- d) 当該船舶が IUU 漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する。
- e) CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、CCSBT の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁業活動に従事又は関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する。
- f) 規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる。